

令和7年度

**整備主任者・検査員研修 法令研修**

**【沖縄版】**

# 令和7年度 整備主任者・検査員 法令研修（沖縄）

## 目 次

### 整備関係

1. 沖縄管内における自動車保有車両台数推移	1
2. 街頭検査実施状況	1
3. 継続OSS利用状況	2
4. 自動車整備事業の現況	7
5. 指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）	7
6. 検査機器等による保安基準の判定基準について	10
7. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	20
8. 自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について	21

### 参考資料

1. OBD検査関係通達等	25
2. 整備部門からのご協力のお願い	44
3. 自動車整備士の仕事（パンフレット）	51
4. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（景品表示法ガイドブック）	53
5. 訪問特定整備マニュアル	56

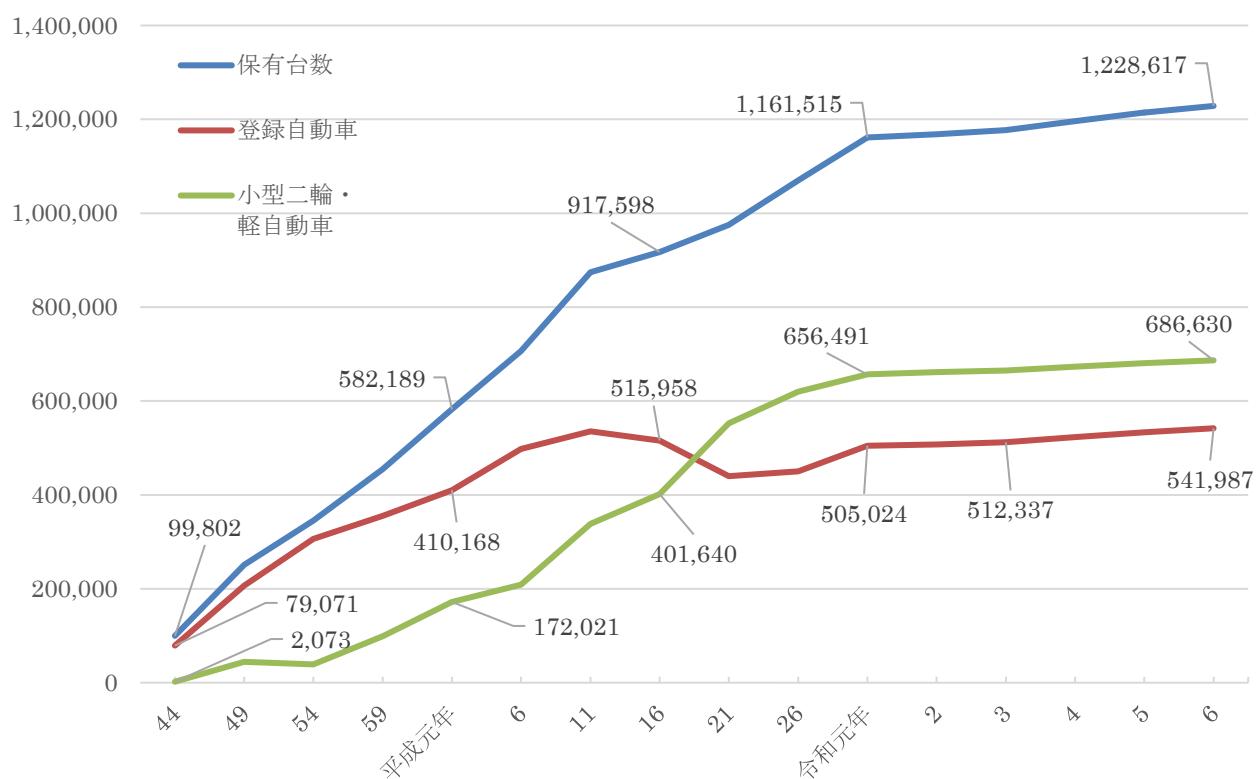
### 審査事務規程関係

1. 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について（第58次改正）	104
2. 審査事務規程の一部改正について（第59次改正）	107
3. 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について（第60次改正）	108
4. 審査事務規程の一部改正について（第61次改正）	110
5. 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について（第62次改正）	111
6. 審査事務規程の一部改正について（第63次改正）	113
7. 自動車技術総合機構からのお知らせ	114

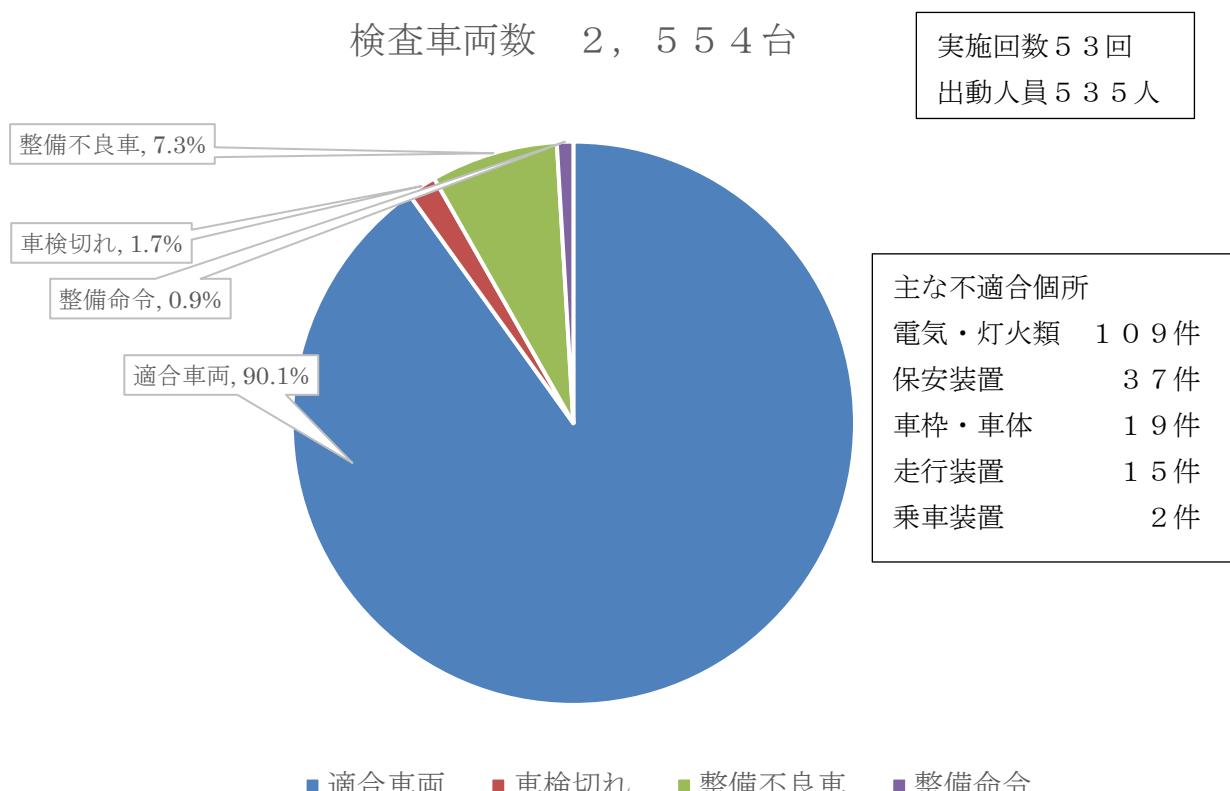
### 軽自動車関係

1. 検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査（ロービーム計測）について	130
2. OBD検査の開始について	131
3. 軽自動車の次回重量税照会サービスについて	132
4. 指定継続申請の際のお願いについて	134
5. 軽自動車OSS（新車・継続検査（指定整備））について	135
6. すべての申請へのお願いについて	138
7. 申請書類提出順序のお願いについて	139
8. ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について	140
9. 構内事故防止のご協力のお願い	141
10. 構内駐車場レイアウト変更について	143

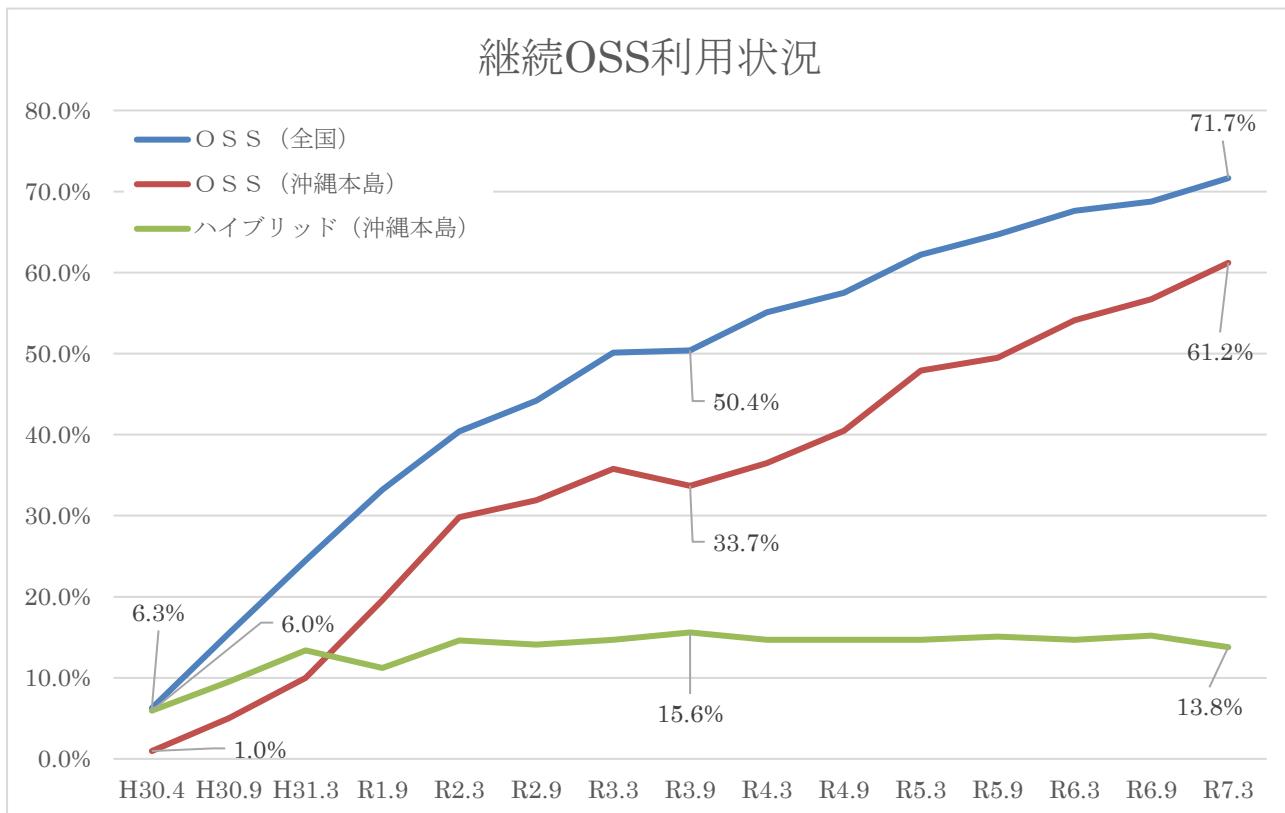
## ●沖縄管内における自動車保有車両台数推移



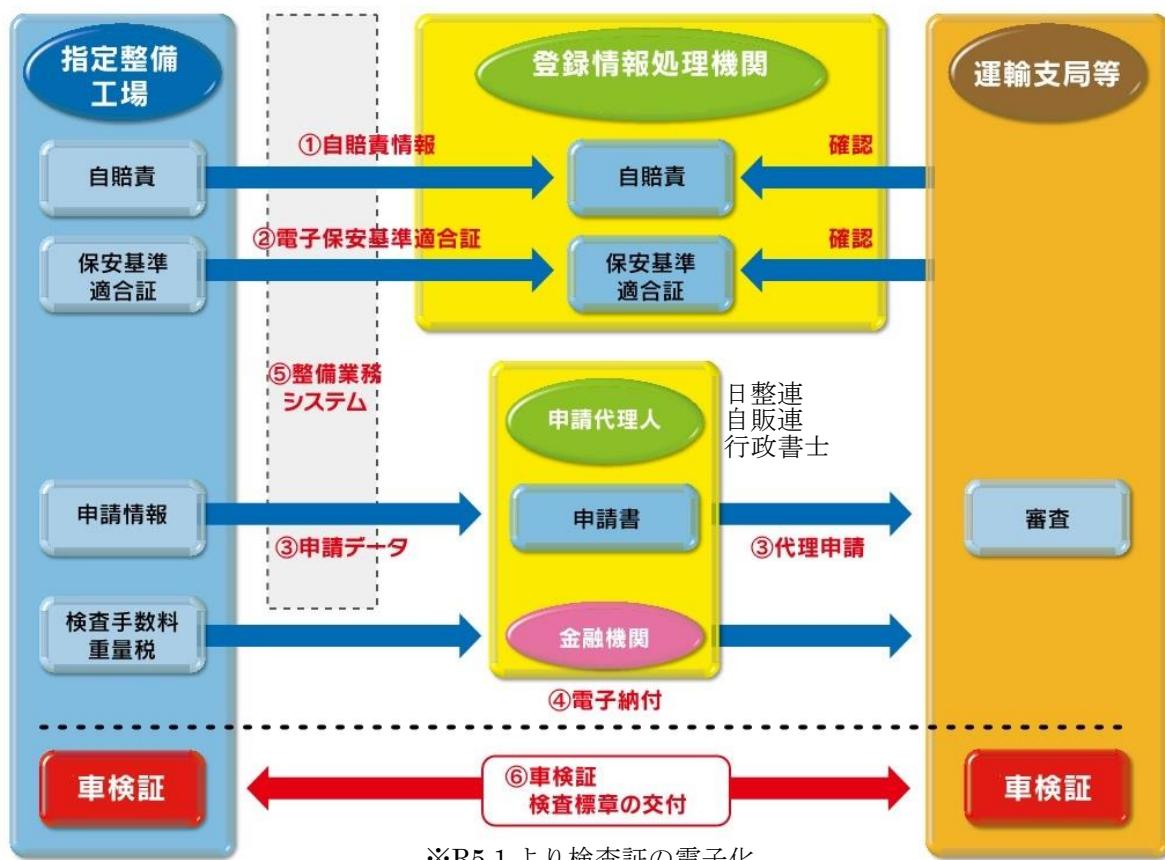
## ●街頭検査実施状況（沖縄県内）



## ●継続 OSS 利用状況



## 継続検査OSSの概要



### 「記録事務等代行制度」とは

車検証の電子化による陸運事務所等への来庁不要を実現するため、陸運事務所長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の更新及び検査標章(車検ステッカー)の印刷を可能とする制度です。

本サービスを通じて車検証書換等事務を実施することにより、国の審査を経た車検証情報の書き換えが可能となりました。



## 「記録等事務代行者になるには」

特定記録等事務の委託を受けるには陸運事務所長（軽自動車の記録事務委託を受ける場合は軽自動車検査協会）の承認を受ける必要があります。

「記録事務代行ポータル」より記録事務代行者になるための申請を行うことができます。

1 委託申請

2 承認

3 アプリダウンロード

4 利用開始

### 申請の流れ

申請は約10分で完了！概ね30日で審査は完了します。



① 検索

約 85,500 件の結果

mlit.go.jp  
https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp

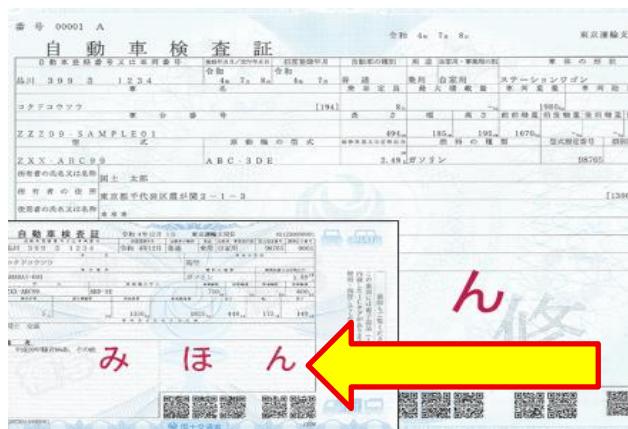
記録事務代行ポータルは、自動車検査証の更新手続きにおける書き換え業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者が行える仕組みです。代行者になる申請はこのサイトで簡単にでき、ア...  
記録事務代行サービス | 事...  
電子車検証の特設サイトです。事業者の方...  
自動車：記録等事務委託制度...  
下記、「委託要領」や「委託要領の運用...  
記録事務委託制度 - 中国運輸...  
車検証の電子化による運輸支局等への出...  
電子車検証特設サイト  
電子車検証の特設サイトです。令和5年1...

③ 「代行者になる申請をする」をクリック

## 「記録事務代行サービス」が使用出来ないケース

以下の場合は、記録事務代行又はOSS申請が行えず、陸運事務所又は軽自動車検査協会へ、車検証及び納税証明書等の書面を持参する必要があります。

- ・**納税確認**が電子的に確認出来ない場合 (Yナンバー、Aナンバー等)
- ・**放置駐車違反金**の支払いが電子的に確認出来ない場合
- ・有効な**ダンプ自重計技術基準適合証**を指定整備工場で確認出来ない場合
- ・特定リコール対象(タカタ製エアバッグ)で改修済であることを電子的に確認出来ない場合(OSS申請も不可)
- ・国、自治体、一部独立行政法人の**公用車**で、手数料無料、自動車税非課税等に該当する場合  
(OSS申請も不可、ただし官職証明書、職責証明書によって電子署名が付与された委任状が入手できる場合を除く。)
- ・電子化されていない自賠責、紙の車検証、「無効」な**電子車検証**※の場合  
※ICチップが破損している等で、ICタグリーダーで読み込み不可の電子車検証



○電子車検証への移行がまだの場合

有効期間 令和〇年〇月〇日			
自重計技術基準適合証			
使用者の氏名又は名称			
使用 者 の 住 所			
修理事業者等の住所			
次の大型自動車に取り付けられた自重計が、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」の技術基準に適合していることを証明する。			
点検等の年月日 令和〇年〇月〇日			
点検等を行った者の氏名 □□ △△			
自動車登録番号	表示番号	自重計型式	

○自重計技術基準適合証未確認の場合

## ●自動車整備事業の現況（令和7年3月末現在）

※詳細は沖縄総合事務局ホームページ 業務概況をご参照ください。

### 認証・指定工場数の推移及び監査件数等

区分		年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認証工場	工 場 数	1,170	1,182	1,201	1,212	1230	
	新 規 ／ 廃 止	23/15	31/19	29/10	24/14	33/14	
	整 備 主 任 者	2,488	2,547	2,420	2,434	2489	
	監査（処分）件数	3(1)	12(0)	0(0)	1(1)	2(0)	
指定工場	工 場 数	397	401	403	405	405	
	新 規 ／ 廃 止	19/14	16/12	31/28	15/13	9/7	
	指定整備率（本島）	72.5%	72.3%	72.2%	72.1%	72.4%	
	指定整備率（宮古）	52.9%	51.6%	50.4%	52.7%	50.9%	
	指定整備率（八重山）	55.0%	55.0%	55.4%	57.1%	53.9%	
	指定整備率（合計）	70.8%	70.5%	70.4%	70.5%	70.5%	
	検 査 員 数	1,047	1,079	1,048	1,047	1,047	
	監査（処分）件数	224(6)	86(10)	107(11)	104(4)	178(6)	

注：処分件数は、文書警告以上（文書警告・改善命令・停止・取消）

指定整備率は登録車+軽自動車の合計

## ●指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）

監査実施結果（3月末現在）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
監査実施工場数	106	102	176
監査件数	107	104	178
指定自動車整備事業の指定の取消	1	0	0
保安基準適合証等の交付の停止	1	0	1
自動車検査員の解任命令	2	0	1
事業場の文書警告	5	4	5
自動車検査員の文書警告	5	2	1
口頭による警告	1	7	17
合 計	15	13	25

## 参考(道路運送車両法等抜粋)

**第90条** 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

**第91条** 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあっては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
  - 二 特定整備の概要
  - 三 特定整備を完了した年月日
  - 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 略
- 3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

**第91条の3** 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

**第94条の3** 道路運送車両法94条の2第1項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

**第94条の5** 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(～中略～)を依頼者に交付しなければならない。以下、略

2~3 略

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5~12 略

**第94条の6第1項** 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第一項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3)~(6) 略

**第94条の10** 第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

## 指定自動車整備事業規則

### 第7条

2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3第1項各号(第3号、第15号、第19号から第21号まで及び第28号を除く。)並びに第35条の4第1項第5号及び第7号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第94条の5第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るもの)を受ける。

## 最近の処分事例

	具体的違反概要	違反条項	処分内容
	<p>自動車特定整備事業者(認証工場)において、法令違反が疑われ立入り監査を実施したところ、次の違反が確認された。</p>		
1 (認証)	<p>＜違反の概要＞</p> <p>【特定整備事業関係】</p> <p>(1) 特定整備記録簿の記載なし</p> <p>(2) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り</p> <p>(3) 特定整備記録簿を2年間保存していない</p> <p>(4) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備</p>	<p>道路運送車両法第91条 第1項違反</p> <p>道路運送車両法第91条 第3項違反</p> <p>道路運送車両法第91条 の3</p>	<p>事業停止 15日間</p>
	<p>継続検査申請窓口において、基準緩和認定期限が切れている状態で保安基準適合証を交付したことを確認し、立入り監査を実施したところ、自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず、適合証に証明したことを確認した。※令和5年度:2件、令和6年度:1件</p>		
2 (指定)	<p>＜違反の概要＞</p> <p>【指定整備事業関係】</p> <p>(1) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した</p> <p>【自動車検査員関係】</p> <p>(1) 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した</p>	<p>道路運送車両法第94条 の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条 の5第4項違反</p>	<p>文書警告</p> <p>※過去5年間において行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p> <p>文書警告</p> <p>※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした</p>

	<p>事業者から自主申告があり立入り監査を実施したところ、OSS継続申請車両において、保安基準適合証及び指定整備記録簿について異なる車両の情報を入力し、申請していたことを確認した。</p> <p><b>※令和5年度:2件</b></p>		
3 (指定)	<p><b>&lt;違反の概要&gt;</b></p> <p><b>【指定整備事業関係】</b></p> <p>(1) 管理体制について、法令の規定を遵守する体制でない</p> <p>(2) 指定整備記録簿の記載誤り</p>	<p>道路運送車両法第94条の3第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の6第1項違反</p>	<p><b>文書警告</b></p> <p>※過去5年間において行政処分等が無く、自主申告及び自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p>
	<p>立入り監査を実施したところ、同一性(自動車登録番号)が相違する車両に対して保安基準適合証を交付したことを確認した。</p>		
4 (指定)	<p><b>&lt;違反の概要&gt;</b></p> <p><b>【指定整備事業関係】</b></p> <p>(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。</p> <p><b>【自動車検査員関係】</b></p> <p>(1) 検査員が、同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条の10違反</p>	<p><b>文書警告</b></p> <p>※過去5年間において行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p> <p><b>文書警告</b></p> <p>※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした</p>
	<p>事業者から自主申告があり立入り監査を実施したところ、OBD検査未実施の状態で保安基準適合証を交付した。 <b>※令和6年度:2件</b></p>		
5 (指定)	<p><b>&lt;違反の概要&gt;</b></p> <p><b>【指定整備事業関係】</b></p> <p>(1) OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した。</p>	<p>道路運送車両法第94条の5第1項違反</p>	<p><b>口頭注意</b></p> <p>※過去5年間において行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p>

## 検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

### ○サイドスリップ (保安基準 第11条 審査事務規程 7-13・8-13・9-2)

項目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm 以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

### ○ブレーキ (保安基準 第12条、13条 審査事務規程 7-15~20・8-15~20・9-3)

項目		判定基準
主制動装置	一般車両	制動力の総和 (注1・4)
		検査時車両状態の重量の 4.90N/kg(50%)以上
	後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の 0.98N/kg(10%)以上
	トレーラ	制動力の和(注2・4)
	最高速度 80km/h 未満の自動車であって以下の場合 車両総重量 車両重量 ≤1.25	制動力の総和(注1)
左右の制動力の差		車両総重量の 3.92N/kg(40%)以上
駐車ブレーキ		制動力の総和(注3)
分離ブレーキ		検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上

検査時車両状態=空車状態+55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3)当該装置を備える全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の1.96N/kg(20%)以上とみなす。

(注4)降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

### ○スピードメータ (保安基準 第46条 審査事務規程 7-110・8-110・9-11)

項目		判定基準
指示の誤差	測定車の速度計が40km/hを指示した時のテスタの指示値	平成18年12月31日までの製作車 一般車両 31.0~44.4km/h (誤差値+9.0~-4.4km/h)
		二輪車・三輪車 29.1~44.4km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-4.4km/h)
	平成19年1月1日以降の製作車	一般車両 31.0~42.5km/h (誤差値+9.0~-2.5km/h)
		二輪車・三輪車 29.1~42.5km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-2.5km/h)

前照灯の検査に係る製作年月日の判定について

- ① 走行用前照灯（ハイビーム）  
→平成10年8月31日以前に製作された自動車

- ② すれ違い用前照灯（ロービーム）  
→平成10年9月1日以降に製作された自動車  
(二輪自動車等除く)

軽自動車の判定について

軽自動車の製作年月日は、型式のガス記号により判定する。

- ① 走行用前照灯  
車両型式のガス記号が  
「V-○○○」、「D-○○○」等  
一桁で始まる自動車

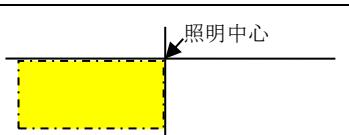
- ② すれ違い用前照灯  
車両型式のガス記号が  
「G D-○○○」、「E B D-○○○」等  
二桁以上で始まる自動車

○走行用前照灯（ハイビーム）「平成10年8月31日以前に製作された自動車」、「二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車」

項目			判定基準(前方10mの位置)
光度	4灯式前照灯以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1灯につき15,000cd以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1灯につき12,000cd以上
		但し12,000cdに満たない場合は同時点灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上
	4灯式前照灯	主走行ビーム	1灯につき12,000cd以上
光軸左右の振れ	一般車両	但し12,000cdに満たない場合は他の走行用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上
		左側	左27cm～右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	右側	左27cm～右27cm以内
光軸上下	一般車両	2灯式の場合もそれぞれ	左27cm～右27cm以内
			上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）「平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）」

項目			判定基準
光度	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	左23cm下11cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	左23cm下16cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が6,400cd以上
光軸の範囲	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	 <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	 <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
	カットオフを有さない		 <p>左図の点線内に最高光度点があれば適合</p>

○近接排気騒音規制値適用時期一覧 (保安基準 第30条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5)

			新型	継続	輸入	H10年規制前	
普通・小型・ 軽自動車 (定員10以 下の乗用 車、二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用	10.10.1	11.9.1	12.4.1	107 dB	
			H10年規制 99 dB				
		乗用以外	13.10.1	15.9.1	15.9.1		
			H13年規制 99 dB				
		全輪駆動車	13.10.1	14.9.1	14.9.1		
			H13年規制 98 dB				
			12.10.1	13.9.1	13.9.1		
			H12年規制 98 dB				
			13.10.1	14.9.1	14.9.1		
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	全輪駆動 車以外	12.10.1	14.9.1	14.9.1	105 dB	
			H12年規制 97 dB				
		乗用	11.10.1	12.9.1	13.4.1		
			H11年規制 97 dB				
			12.10.1	13.9.1	13.9.1		
定員10以下 の乗用車 で、普通・小 型・軽自動 車(二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	総重量1.7t超3.5t以下	乗用以外	13.10.1	14.9.1	14.9.1	103 dB	
			H12年規制 97 dB				
		軽自動車	11.10.1	12.9.1	13.4.1		
			H11年規制 97 dB				
			12.10.1	13.9.1	13.9.1		
	総重量1.7以下	運転者席の前方に エンジン	11.10.1	12.9.1	13.4.1		
			H11年規制 97 dB				
		運転者席の前方に エンジン以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1		
			H12年規制 97 dB				
			13.10.1	14.9.1	14.9.1		
定員10以下 の乗用車 で、普通・小 型・軽自動 車(二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	後部エンジン	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1	103 dB	
			H11年規制 100 dB				
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1		
			H10年規制 100 dB				
			11.10.1	13.9.1	14.4.1		
	後部エンジン 以外	定員7人以上	H11年規制 96 dB				
			10.10.1	11.9.1	12.4.1		
		定員6人以下	H10年規制 96 dB				
			11.10.1	13.9.1	14.4.1		
			13.10.1	15.9.1	15.9.1		
小型二輪車		H13年規制 94 dB			99 dB		
		10.10.1 11.9.1 12.4.1					
		H10年規制 94 dB					
		110 dB					

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

○平成 26 年騒音規制車（保安基準 第30条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5）

平成26年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあっては、別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。

## ○平成 28 年騒音規制車（保安基準 第30条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5）

①平成28騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であつて次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行つたものは、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音 dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分	規制値		
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5t超え、原動機の最高出力が150kwを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dB を超えないもの	99
	車両総重量が3.5tを超えて、原動機の最高出力が150kw以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dB を超えないもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dB を超えないもの	97
	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB を超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行つたものに限る。)	自動車検査証の備考欄に記載されて近接排気騒音値が89dB を超えるもの		自動車検査証備考欄記載値 +5
	自動車検査証の備考欄に記載されて近接排気騒音値が89dB を超えるもの		94

②次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車並びに、消音器の改造又は交換を行っていないものについては、別添10「近接排気騒音値の測定方法(相対値規制適用)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分	消音器の種類	規制値
平成28騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車	市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合するもの	性能等確認済表示記載値 +5
	改造又は交換を行っていないもの	自動車検査証備考欄記載値 +5

○警音器検査 (保安基準 第43条 審査事務規程 7-97・8-97・9-10)

項目		判定基準
平成15年12月31日以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値(補正回路C特性)	90~115dB
平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、高さ0.5~1.5mの最大の音の位置で2回測定した平均値(補正回路A特性)	87~112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○排気ガス検査 (保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-6)

項目		判定基準	
		CO	HC
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 (GA・GB除く)	②、③以外	1. 0%以下 300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外	4. 5%以下 1200ppm以下
		特殊エンジン	3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2. 0%以下 500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4. 5%以下 1200ppm以下
③ 2サイクルの自動車			4. 5%以下 7800ppm以下
④大型特殊 (19~560kw未満)	新型 H19.10.1~(継続 H20.9.1~) かつガス記号3桁		1. 0%以下 500ppm以下
⑤二輪自動車 (含側車付)	令和2年規制 ガス記号8AL、8BL、8LL		0. 5%以下 1000ppm以下
	平成19年規制 ガス記号2AL、2BL		3. 0%以下 1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル	4. 5%以下 2000ppm以下
		2サイクル	7800ppm以下

(注) ・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「-」ハイフン前の1桁~3桁の英文字をいう。

・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制(H10.10.1~H11.8.31(輸入車はH12.3.31まで))のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-7・別添11・12）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA～KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる	25%以下	KA KB KC KD	40%以下 1.62m <sup>-1</sup> 以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下 2.76m <sup>-1</sup> 以下
スクリーニング値	3桁型式の内、オパシ測定車(注3)以外	0.80m <sup>-1</sup> 以下				
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		1.29m <sup>-1</sup> 以下		2.20m <sup>-1</sup> 以下

オパシ測定車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R Q S T 2 3 4 5 6 7 から始まる3 桁型式	0.50m <sup>-1</sup> 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測定車(注3)	0.80m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.40m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

- ① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。
- ② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)
- ③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。
  - 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。
  - 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

(保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-7・別添11・12)

	H18年規制		H19年規制		H20年規制		H23~25年規制	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下	UDS WDP・WDR XDM・XDN	25%以下
スクリーニング値		0.80m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下		
スクリーニング値				1.62m <sup>-1</sup> 以下		1.27m <sup>-1</sup> 以下		
閾値(注2)				1.29m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下		

オパシ測定車	H26年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	YDM・YDN・YDP	0.50m <sup>-1</sup> 以下
	YDR・YDS	0.40m <sup>-1</sup> 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備 考 (主な車種など)
		(3別 か表 月3 )	(3別 か表 月4 )	(6別 か表 月5 )	(別表 か表 月2 )	(別 年 年6 )	(別 年 年7 )			
対象車種								1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
運送事業用	旅 客	○						1年	←	(貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む))
	GVW8t以上	○	○注3					1年	←	
	GVW8t未満	○	○注3					2年	1年	
	軽					●		2年	←	
	2 輪						●	3年	2年	
	灵柩							2年	←	
貨物	通常タイプ	○						2年	←	靈柩車
	定員11名以上	○						1年	←	靈柩車(バス形状)
	軽					●		2年	←	
	GVW8t以上	○	○注3					1年	←	トラック(3輪車を含む)
	GVW8t未満	○	○注3					2年	1年	
	軽			○				2年	←	
レンタカー	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
	乗用				○			2年	1年	マイカー型
	普通・小型				○			2年	1年	
	軽			○				2年	←	
	3 輪	○						2年	1年	
2輪	小 型					○		2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
	檢査対象外自動車					○			なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
	貨物	GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
	軽			○				2年	←	
大特	GVW8t以上	○						2年	1年	ホール・クレーン
	GVW8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	ストラドル・キャリア、ホール・トレーラ
	貨物	GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
	檢査対象外自動車	○						なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	トラック(3輪車を含む)
	貨物	GVW8t未満			○			2年	1年	
	軽				●			2年	←	
	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車			○				1年	←	園児送迎車
	乗用					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
2輪	普通・小型					●		3年	2年	
	軽					●		3年	2年	
	3 輪		○					2年	←	
	小 型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
	檢査対象外自動車						●	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	普通・小型	○8t超	○8t未満					2年	←	キャンピング車
特種	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、散水車、塵芥車、活魚運搬車、ホール・トレーラ
	貨物	GVW8t未満			○			2年	1年	
	軽				●			2年	←	
	GVW8t以上	○						2年	←	ホール・クレーン
	GVW8t未満							2年	←	フォーク・リフト
	檢査対象外自動車			○				なし	←	ストラドル・キャリア、ホール・トレーラ
※										
大特	GVW8t以上	○						2年	←	ホール・クレーン
	GVW8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	ストラドル・キャリア、ホール・トレーラ
	貨物	GVW8t未満			○			2年	1年	
	檢査対象外自動車			○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間で●印は2年、○印は1年を示す。

2. GVWは車両総重量を示す。

3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る。

## 自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について (高圧ガスを燃料とする燃料装置等)

圧縮水素ガス(CHG)、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)を燃料とする自動車について、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化されたことに伴い高圧ガスを燃料とする燃料装置が自動車点検基準へ追加されることとなりました。

尚、液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車についても一部点検基準の項目が追加(赤枠部分)されておりますので、併せてご連絡いたします。(令和5年12月21日施行)

### 【別表第3】

3月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガスを燃料とする燃料装置等
* 3月ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷
12月ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	ガス・ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷

### 【別表第5】

* 6月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料)廻り点検
* 6月ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷
* 12月ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	ガス・ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷

### 【別表第6】

* 1年ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料)廻り点検
* 1年ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷
* 2年ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	ガス・ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷

## ○記録簿の記載方法

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	-	レ
整備作業	交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	<input type="checkbox"/> ブレーキ・ライニングの交換 <input type="checkbox"/> ホイール・ペアリングの交換 <input type="checkbox"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの交換
	修理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	<input type="checkbox"/> 電気配線の損傷の修復 <input type="checkbox"/> タイヤのパンク修理 <input type="checkbox"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの修理
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	<input type="checkbox"/> ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 <input type="checkbox"/> クラッチ・ペダルの遊び調整
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	<input type="checkbox"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	<input type="checkbox"/> ホイール・ナットの増し締め <input type="checkbox"/> リーフ・スプリングのUボルトの増し締め <input type="checkbox"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	<input type="checkbox"/> ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 <input type="checkbox"/> バッテリのターミナル部の清掃
	給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	<input type="checkbox"/> エンジン・オイルの補給 <input type="checkbox"/> シャシ各部の給油脂

<具体的な記載イメージ>

○点検結果に応じた調整、補充、清掃等の整備の概要を記載する。その際に特定整備を行った場合は、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

例 1) タイヤ空気圧を点検した結果、異常がなかった。

■走行装置

レ タイヤの空気圧/タイヤの亀裂、損傷

例 2) ブレーキ・ドラムを交換した。

■ブレーキ装置

× ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷

## 特定整備記録簿記載例

### 《記載例 1》…ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)																																												
<table border="1"> <tr> <td>点検の結果及び整備の概要</td> <td>点検員</td> <td>✓ 交換</td> <td>✗ 調整</td> <td>A 清掃</td> <td>C 省略</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>エンジン・ルーム点検</td> <td>定期整備</td> <td>○ 修理</td> <td>△ 締付</td> <td>T 燃油(ガ)</td> <td>L 低燃(ガ)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構内外注の旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           その他の点検・整備項目            注 ④ガラス(内)            ④レーダー            ④エーミング         </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>							点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構内外注の旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           その他の点検・整備項目            注 ④ガラス(内)            ④レーダー            ④エーミング         </td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	構内外注の旨を記載		その他の点検・整備項目 注 ④ガラス(内) ④レーダー ④エーミング	
点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P																																						
エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/																																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>																																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>																																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>																																										
<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構内外注の旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           その他の点検・整備項目            注 ④ガラス(内)            ④レーダー            ④エーミング         </td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	構内外注の旨を記載		その他の点検・整備項目 注 ④ガラス(内) ④レーダー ④エーミング																															
依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号																																											
住 所	km																																											
構内外注の旨を記載																																												
その他の点検・整備項目 注 ④ガラス(内) ④レーダー ④エーミング																																												

### 《記載例 2》…レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)																																																
<table border="1"> <tr> <td>点検の結果及び整備の概要</td> <td>点検員</td> <td>✓ 交換</td> <td>✗ 調整</td> <td>A 清掃</td> <td>C 省略</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>エンジン・ルーム点検</td> <td>定期整備</td> <td>○ 修理</td> <td>△ 締付</td> <td>T 燃油(ガ)</td> <td>L 低燃(ガ)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外注した旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           交換部品等 数量            エンジン・オイル         </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>							点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外注した旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           交換部品等 数量            エンジン・オイル         </td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	点検(整備)時の走行距離		その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)		外注した旨を記載		交換部品等 数量 エンジン・オイル	
点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P																																										
エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/																																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>																																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>																																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>																																														
<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外注した旨を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="2">           交換部品等 数量            エンジン・オイル         </td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	点検(整備)時の走行距離		その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)		外注した旨を記載		交換部品等 数量 エンジン・オイル																															
依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号																																															
住 所	km																																															
点検(整備)時の走行距離																																																
その他の点検・整備項目 注 ④レーダー ④エーミング(外)																																																
外注した旨を記載																																																
交換部品等 数量 エンジン・オイル																																																

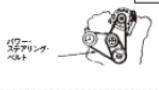
外注先 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)																																														
<table border="1"> <tr> <td>点検の結果及び整備の概要</td> <td>点検員</td> <td>✓ 交換</td> <td>✗ 調整</td> <td>A 清掃</td> <td>C 省略</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>エンジン・ルーム点検</td> <td>定期整備</td> <td>○ 修理</td> <td>△ 締付</td> <td>T 燃油(ガ)</td> <td>L 低燃(ガ)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交換部品等 数量 エンジン・オイル</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>							点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交換部品等 数量 エンジン・オイル</td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	点検(整備)時の走行距離		その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング		交換部品等 数量 エンジン・オイル	
点検の結果及び整備の概要	点検員	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P																																								
エンジン・ルーム点検	定期整備	○ 修理	△ 締付	T 燃油(ガ)	L 低燃(ガ)	/																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■パワー・ステアリング</li> <li>ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却装置</li> <li>ファン・ベルトの締み、損傷</li> <li>冷却水の漏れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ディスク・ブレーキ</li> <li>☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li>☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホイール</li> <li>☆タイヤの空気圧</li> <li>☆タイヤの締み、損傷</li> <li>☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li>スペア・タイヤの空気圧</li> <li>ナット、ボルトの締み</li> </ul>																																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■室内点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキの効き具合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>																																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>■点火装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足廻り点検</li> <li>■ブレーキ・ペダル</li> <li>遊び</li> <li>踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li>ブレーキ・パッド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車載式故障診断装置点検</li> <li>OBDの診断の結果</li> <li>注</li> </ul>																																												
<table border="1"> <tr> <td>依頼者(使用者)の氏名又は名称</td> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">点検(整備)時の走行距離</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング</td> </tr> <tr> <td colspan="2">交換部品等 数量 エンジン・オイル</td> </tr> </table>							依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号	住 所	km	点検(整備)時の走行距離		その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング		交換部品等 数量 エンジン・オイル																															
依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号																																													
住 所	km																																													
点検(整備)時の走行距離																																														
その他の点検・整備項目 注 ④ エーミング																																														
交換部品等 数量 エンジン・オイル																																														

※電子制御装置整備の全部を他の自動車整備事業者に外注した場合は、外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

## 《記載例3》…事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

### ①自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合。

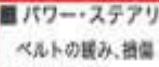
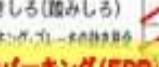
天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）									
点検の結果及び整備の概要					足廻り点検				
<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> A 清掃 <input type="checkbox"/> C 省略 <input type="checkbox"/> P <input type="radio"/> 特定整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 締付 <input type="checkbox"/> T 錆止め <input type="checkbox"/> L 防錆					<input type="checkbox"/> ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量				
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締み、損傷  冷却水の漏れ					<b>室内点検</b> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ				
<b>足廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗					<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/> 注				
<b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量					その他の点検・整備項目 <b>注 ④ エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）</b>				
依頼者（使用者）の氏名又は名称 住 所 別表									

### ③ 離れた作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）									
点検の結果及び整備の概要					足廻り点検				
<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> A 清掃 <input type="checkbox"/> C 省略 <input type="checkbox"/> P <input type="radio"/> 特定整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 締付 <input type="checkbox"/> T 錆止め <input type="checkbox"/> L 防錆					<input type="checkbox"/> ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ブレーキ液の量 バッテリ液の量				
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締み、損傷  冷却水の漏れ					<b>室内点検</b> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ				
<b>足廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗					<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/> 注				
<b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量					その他の点検・整備項目 <b>注 ④ バンパ（〇〇板金工場）</b>				
依頼者（使用者）の氏名又は名称 住 所 点検（整備）時の総走行距離 別表									

## 《記載例4》…電動パーキングブレーキ（EPB）及びホイール・パーク式ブレーキ、並びに電動パワーステアリング（EPS）の記載例

特定整備記録簿（2年定期点検用点検整備記録簿写）									
点検の結果及び整備の概要					足廻り点検				
<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> A 清掃 <input type="checkbox"/> C 省略 <input type="radio"/> 特定整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 締付 <input type="checkbox"/> T 錆止め <input type="checkbox"/> L 防錆					<b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/>				
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワーステアリング ベルトの締み、損傷  ★取付けの緩み オイルの漏れ オイルの量 <b>電動パワステ（EPS）</b> <input checked="" type="checkbox"/>					その他の点検・整備項目 <b>電動パワーステアリング（EPS）</b> <input checked="" type="checkbox"/> <b>電動パーキング（EPB）</b> <input checked="" type="checkbox"/> <b>ホイール・パーク式</b> <input checked="" type="checkbox"/>				
<b>室内点検</b> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、並び 冷却水の漏れ					<b>足廻り点検</b> ■パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル） 引きしる（踏みしる）  ペダル・ブレーキ・レバーの踏みしり				
<b>足廻り点検</b> ■燃料装置 燃料漏れ					<b>かじ取り車輪</b> ★ホイール・アライメント				
<b>足廻り点検</b> ■公害発散防止装置等 メーターライン・バルブの状態 プローバイ・ガス漏光装置の配管の状態 燃料漏れ メーターライン・バルブの状態 プローバイ・ガス漏光装置の配管の状態 燃料漏れ					<b>足廻り点検</b> ■ショック・アブソーバ				
依頼者（使用者）の氏名又は名称 住 所 交換部品等 数量									

# OBD検査関係通達等

～OBD検査に係る  
自動車特定整備事業者遵守事項関係～

認証 指定

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的》

#### 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の

OBD確認

#### 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の

OBD確認

OBD検査

##### 【要注意】

※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

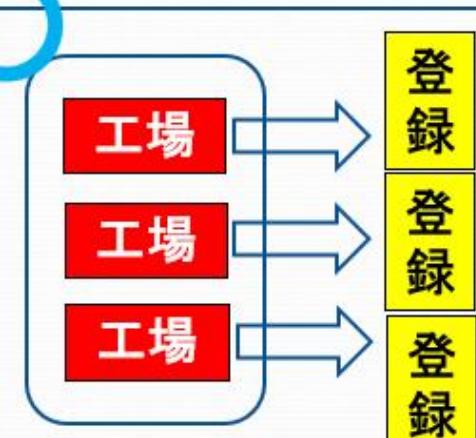
認証 指定

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《4. OBD検査システムの利用方法》

#### (1) 事業場登録について

事業場単位で登録が必要



認証 指定

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

## 《 4. OBD検査システムの利用方法》

### (2) 自動車特定整備事業者等が

#### 利用可能な特定DTCアプリの機能について



国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

## 《 4. OBD検査システムの利用方法》

### (3) 検査用スキャンツールの使用について

**認証** **指定**

**OBD確認** についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会の認定を受けた検査用スキャンツールを使用しなければならない。

### (4) 検査用スキャンツールの共同使用について

**指定**

①事業場ID、ユーザーID及びパスワードは保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のものを使用すること。

②共用先の事業場の敷地内で実施した **OBD検査** は、指定を受けた事業場の敷地内で実施したものとみなす。

※共同使用の場合も陸運事務所への届け出が必要です。

## 【指定工場向け】検査用スキャンツール(機器)の届出について

令和6年10月21日

OBD検査を実施する指定工場においては、(一社)日本自動車機械工具協会が公表する検査用スキャンツールを備えて「指定自動車整備事業の変更届出書 第2号様式(指定)」の届出が必要となります。

今般、届出済みの指定工場において、実際に備付けられているスキャンツールと届出された内容が一致していない事例がありました。検査用スキャンツールは、(一社)日本自動車機械工具協会が公表する『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』の3項目すべてが一致していなければ、検査機器として使用することはできません。

これから届出をされる指定工場の皆様におかれましては『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』が(一社)日本自動車機械工具協会が公表する内容と一致していることがわかる写真の添付をお願いいたします。

また、下記①～③及び別紙の記載例を参考にして届出書及び添付資料を作成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### ① 準備について

- 自動車技術総合機構のOBD検査システムへの事業場・利用者登録
- 特定DTC照会アプリのダウンロード・インストール
- (一社)日本自動車機械工具協会が公表する検査用スキャンツールの設置

#### ② 届出書記入にあたっての注意事項

- 認定された検査用スキャンツールでなければ届出できませんので、(一社)日本自動車機械工具協会のホームページからご確認ください。
- 検査用スキャンツールの備付日は機器の購入日ではなく、(一社)日本自動車機械工具協会ホームページより『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』を確認した日を記入し、30日以内に届出してください。

#### ③ 添付資料について

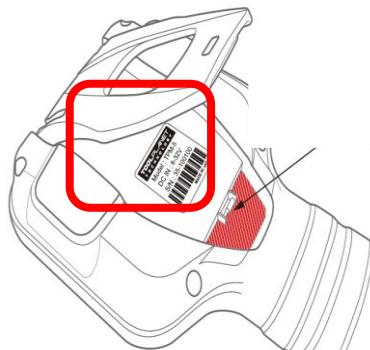
- 検査用スキャンツールの『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』がわかる写真を添付してください。(次のページに写真の例を載せています)
- 『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』の確認方法がわからない場合は、ツールメーカーへお問い合わせください。(インターネットで「J2534 バージョン確認」と検索すると一部のメーカーについては確認できます。)
- OBD検査対象車を検査した後であれば、特定DTC照会アプリから使用したVCI情報(型式、バージョン等)を確認することができます。

## 【添付資料の例】

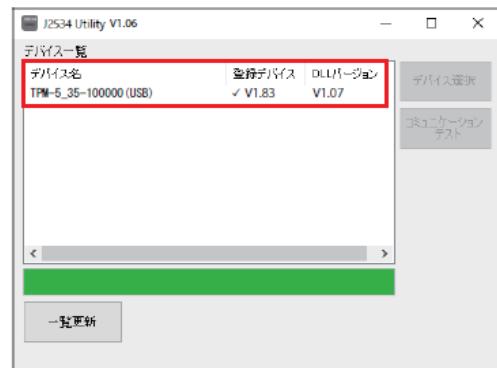
○スキャンツールで確認する場合。



スキャンツール全体  
ジョン情報



本体で型式がわかる写真



ファームウェアとドライバのバージョン情報

↑本体に型式の表示がない場合はパソコンの画面上等でわかる資料を添付。

○特定DTC照会アプリで確認する場合

### 検査用スキャンツール情報

検査で使用した検査用スキャンツール情報(VCI情報)は以下のとおりです。		
項目	内容	
1 型式	A-AA100	
2 製造番号	9876543210	
3 メーカー名(規格Ver0404)	A_tools	
4 ドライババージョン(規格Ver0404)	1.11	
5 ファームウェアバージョン(規格Ver0404)	1.22	
6 メーカー名(規格Ver0500)		
7 ドライババージョン(規格Ver0500)		
8 ファームウェアバージョン(規格Ver0500)		
9 ISO13400(DoIP)	*	

### 【問い合わせ先】

沖縄県自動車整備振興会 指導課 TEL:098-877-7065

陸運事務所 整備部門 TEL:098-875-0300

### 【参考サイト】



↳ (一社)日本自動車機械工具協会 HP

↳ 検査用スキャンツールのVCI確認方法

## 検査用スキャンツール設置に伴う指定自動車整備事業の変更届出書の記載例

## 指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

沖縄総合事務局長 殿

届出者欄は、個人事業であれば事業主の氏名及び住所を記入。  
法人であれば法人名＋代表者氏名及び法人所在地を記入。

年 月 日

します。

(注)該当しない場合は、該当する欄に記入してください。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載欄を追加する場合は削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな) 届出者 申請者 の氏名又は名称	かぶしきがいしゃ 株式会社 ○○整備工場	○○ 代表取締役 ○○ ○○
届出者 申請者 の住所	沖縄県浦添市字○○-○○-○	
電話番号	0 9 8 - ○○○ - ○○○○	
(ふりがな) 事業場の名称	かぶしきがいしゃ 株式会社 ○○整備工場 那覇店	
事業場の所在地	沖縄県那覇市○○-○○-○	
電話番号	0 9 8 - ○○○ - ○○○○	
指定番号	○○○	

届出・申請の変更内容	変更年月日	令和 6 年 10 月 21 日
<input type="checkbox"/> 完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査用機械器具設備	業務	次のページの「備付年月日」と同じ日 を記載してください。
<input type="checkbox"/> 共用機械器具設備(共用設備)		
(注)□ 機器の追加・変更・廃棄はこちらに○		

## 1-① 対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類 の別	普通自動車（大型）	小型四輪自動車
	普通自動車（中型）	小型三輪自動車
	普通自動車（小型）	小型二輪自動車
	普通自動車（乗用）	軽自動車
	大型特殊自動車	

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは○を、廃止をするものは×を、変更がないものは□を記載すること。

## 1-② 業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする自動車を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他（ ）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは○を、解除をするものは×を、変更がないものは□を記載すること。

## 2 工員の構成

工員等の作業の別	合計 (工員数)	整備士数 (特殊整備士を除く)			整備士以外の工員及び特殊整備士数
		一級	二級	三級	
自動車工 (検査)	3 人	人	3 人	人	人
自動車工 (整備)	6 人	人	3 人	1 人	2 人
その他(板金工等)	0 人				

(注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

## 3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
電子制御装置点検整備作業場	m <sup>2</sup>	完成検査場		m <sup>2</sup>

(注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

## 4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール	1	○○-○○○○	ファームウェア:○.○ ドライバ:○.○.○○	令和 6年 10月 21日
	1	○○-○○○○	ファームウェア:○.○ ドライバ:○.○.○○	令和 6年 10月 21日
	1	○○-○○○○	ファームウェア:○.○ ドライバ:○.○.○○	令和 6年 10月 21日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の□の中に○を記載すること。

機器が複数ある場合は、記入欄を追加してください。

共用設備事業場	所在地		備付年月日欄:日本自動車機械工具協会のホームページで公表されている「型式とファームウェアバージョン及びドライババージョン」を確認した日を記入してください。
	管理責任者の氏名		
当該共用設備までの自動車による所要時間			

日本自動車機械工具協会HPに掲載されている「検査用スキャンツール型式一覧表から『型式、規格（ドライバーバージョン、ファームウェアバージョン）』を確認してください。」

令和6年3月29日

検査用スキャンツール型式一覧表

No.	認定日	メーカー名	型式	型式試験番号	規格Ver0404		規格Ver0500		対応する機能 (通信プロトコル等)	一体型・分離型	有線・無線 接続	その他記載事項
					ドライバーバージョン	ファームウェアバージョン	ドライバーバージョン	ファームウェアバージョン				
1	令和5年3月31日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-nano	JASEA-KS-1	1.08	1.82.5			-ISO9141	分離型	有線のみ	No.24に同型式の記載有
2	令和5年3月12日	株式会社イーターサポート (EZDS CORPORATION)	ZENITH Z5	JASEA-KS-2	954.37.938	220			-	分離型	有線のみ	商品名:G-SCAN Z
3	令和5年7月31日	株式会社インターバーク (EZDS CORPORATION)	ZVCI	JASEA-KS-3	954.37.938	220			-	分離型	有線のみ	商品名:G-SCAN Z Tab
4	令和5年8月7日	株式会社デンソー (DENSO CORPORATION)	DN-DST-010-A	JASEA-KS-4	2.0.4	2.0.016.08	2.0.0.4	2.0.0.16.08	-ISO9141 -ISO13490(DolP)	分離型	有線 無線(WiFi・Bluetooth)	日特モDTC照会アプリに表示される「ドライバーバージョン」は表示が可能 ・表示されるVCID接続が有線（←） ・表示されるVCID接続がBluetooth（←） ・表示されるVCID接続がWiFi（←） オプション:車両との接続の延長ケーブル(3m) P01.10
5	令和5年8月23日	日立Astemo アフターマーケット ジャパン株式会社 (HITACHI)	HDM-9000	JASEA-KS-5	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
6	令和5年9月28日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-5	JASEA-KS-6	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
7	令和5年9月4日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	nanoBT	JASEA-KS-7	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	特定DTC照会アプリに表示される型式は、 NANO-BT
8	令和5年9月6日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-7R	JASEA-KS-8	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
9	令和5年9月6日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-7	JASEA-KS-9	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
10	令和5年9月6日	株式会社イーターサポート (EZDS CORPORATION)	G-SCAN3	JASEA-KS-10	1.0.025	1.27			-	分離型	有線のみ	-

認証 指定

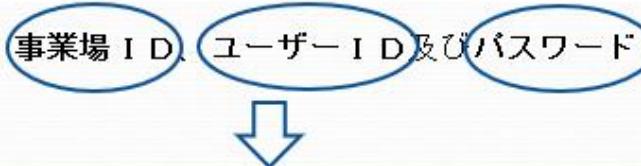
国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

## 《 4. OBD検査システムの利用方法》

### (5) 検査用スキャンツールの借用使用について

認証

①検査用スキャンツールを借用してOBD確認を実施する場合



自事業場（借りる者）及び工具のものを使用すること。

②検査用スキャンツールを借用使用した場合

事業場ごとに使用実績を記録し、適切に管理を行うこと。

## 《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

### (4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

① **自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に** 対してOBD検査又はOBD確認を**実施しないこと。**

他の事業場で点検整備整備した車両  
OBD検査のみの依頼

OBD確認のみ依頼



② OBD確認は**認証を受けた事業場の敷地内**において、OBD検査は**指定を受けた事業場の敷地内**においてそれぞれ実施すること。

#### 【実施不可(例)】

- ・認証・指定を受けた敷地外の、自社駐車場
- ・出先でのOBD確認

認証 指定

## 《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

### (4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

③ OBD検査又はOBD確認を**実施後**、合否に影響を及ぼす**整備又は改造を行ってはいけません。**

④ OBD検査又はOBD確認を**実施する車両として** OBD検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と**異なる車両**のOBD検査又はOBD確認結果をOBD検査用サーバーに**記録しないこと**（**替え玉の禁止**）。

※車検更新後もOBD検査に影響のある改造等はしてはいけません。

認証 指定

## 《 6. OBD検査における検査の合理化 及び補助者の行える作業範囲》

- (1) 「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造」は検査員の責任により判断すること。
- (2) 検査対象車両との同一性の確認、特定DTC照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

補助者が行って良いこと



VCIの取り付け



特定DTC照会アプリへの車両情報の入力

OBD検査時に検査員が絶対に行うこと

- ・アプリへのログイン
- ・入力された車両情報の確認
- ・OBD検査の「要否確認」
- ・車両のエンジン始動
- ・OBD検査の「実行」
- ・OBD検査結果の確認
- ・VCIの取り外し

道路運送車両法施行規則第六十二条の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

### 《自動車特定整備事業者の遵守事項》

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。



OBD検査システムで使用するID・パスワードが他者に漏洩しないよう対策を講じてください。

第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこと。  
他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。

道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

## 《自動車特定整備事業者の遵守事項》

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。



### 解説！

OBD検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

#### 【不正な記録に該当する事項】

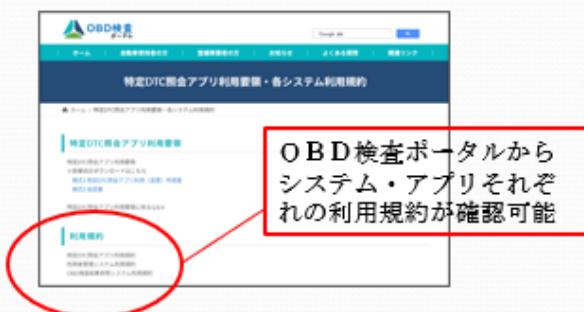
- ① OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータ（替え玉等）を送信した
- ② OBD検査及びOBD確認実施後にOBD検査に影響のある整備等を実施して車検場に持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する（した）車両以外の車両にOBD検査又はOBD確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOBD検査又はOBD確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

国自整第267号(令和6年3月28日付け)

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」

## 《 1. 機構の定める利用規約に従って適切に管理》



### 特定DTC照会アプリ利用規約(一部抜粋)

#### 第5条

- 2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げることを、  
それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げることを、  
それぞれ遵守するものとします。  
(1)ユーザーID及びパスワード(以下、「ID等」という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと  
(2)ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと  
(3)ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと

## 《 2. ID等の不正使用又は帮助の禁止》

- ①他社のID使用（なりすまし）の禁止
- ②IDの貸し渡し・使用させること（帮助）の禁止

※OBD検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

# 犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを帮助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

## ～OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置～

指定

## 《 2. 特例措置の対象》 → OBD検査 のみ

### 2-1. 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOBD検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OBD検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者の責でないと機構が認めた場合

によりOBD検査用サーバー(OBD結果参照システムを除く)に接続できない事象

### 2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OBD確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOBDの不具合



指定

### 3-1. サーバー障害

確認方法: OBD検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点

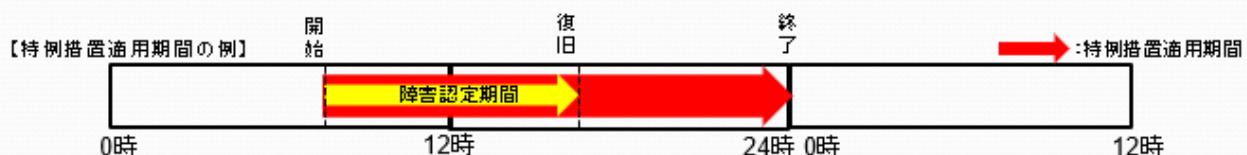
### 3-2. 通信・電力障害

確認方法: OBD検査ポータル又はコールセンター

※自己で判断する場合は3-2-9にて

特例措置の開始: 機構が認定した時点

特例措置の終了: 復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

3-3. OBD検査用サーバーのアップデート等

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

(アップデートはOBD検査ポータル等にて事前掲載あり)

特例措置の開始：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした開始時点

特例措置の終了：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした終了時点

【特例措置適用期間の例】

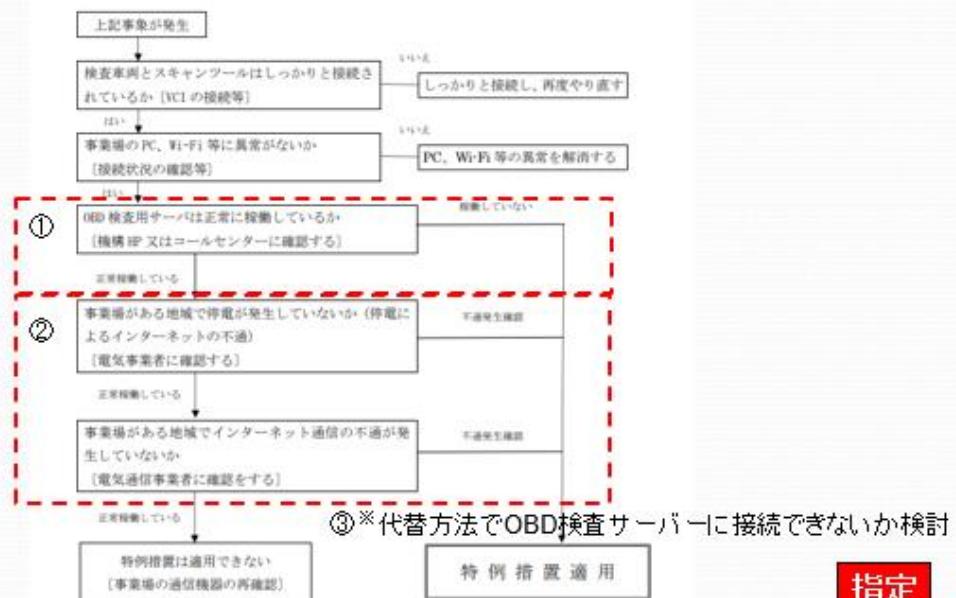


指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

(参考) 特例措置適用判断の流れ

- 特定DTC照会アプリで次の事が発生した場合には、フローに沿って確認してください。
- ① 特定DTC照会アプリが起動しない。
  - ② 特定DTC照会アプリにログインができない。
  - ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
  - ④ 「検査要否確認」選択後にエラーが発生する。
  - ⑤ OBD検査の「実行」ができない。



指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
 「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

④通信・電力障害が発生したことを確認できる記録を残す。

【記録例】

(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社のHPの写し)

	
---	--

引用資料：沖縄電力株式会社  
ホームページより

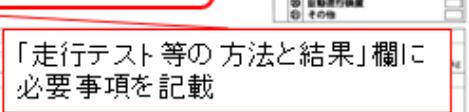
2年間保存しなければならない

指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
 「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

4. 特例措置

特例措置を適用する場合、異常を示すテルテールの点灯・点滅がないことを確認

 <p>「OBD検査結果」欄の良に○</p>	 <p>「走行テスト等の方法と結果」欄に 必要事項を記載</p>
 <p>テルテールの点灯状況を写真又は動画を記録・保存 日時が分かるもの(時計等)と一緒に</p>	

指定

## ～【参考】OBD検査～

認証 指定

### ■ OBD検査対象の車両について

□ 型式指定車 ・ 多仕様自動車

かつ

□ 二輪、側車付二輪、大型特殊 **以外**

かつ

□ 国産車:令和3年10月1日以降 のニューモデル

□ 輸入車:令和4年10月1日以降 のニューモデル

かつ

□ 型式指定日等より **2年経過**

かつ

□ 初度登録より **10ヶ月経過**



**OBD検査を実施**

※これらは **システムで自動判定** される

OBD検査対象の要否については特定DTC照会アプリで確認してください

対象外 **×** PHP **×** 並行  
**×** 二輪 **×** 大特 **×** 試作

#### OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり



OBD検査対象型式第1号 (軽を除いて)第2号  
(三菱・アウトランダー) (レクサス・LX600)

※これより新しいモデルがOBD検査対象車

**検査不要** **×** 型式指定日等より2年経っていない  
(車検証の「OBD検査開始年月日」より前)  
**×** 初度登録から10ヶ月経っていない

車検場にて

**省略可** **×** 事前(5日以内)に認証工場でOBD確認を実施  
※後き打ち(一定確率)で「検査用」(省略不可)と判定される。

認証 指定

## 【記載例】OBD検査対象車 自動車検査証(紙)

備 考

OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

認証 指定

## 【記載例】OBD検査対象車 電子自動車検査証

自動車検査証		令和4年12月1日	車両識別記号	41234567890	
登録番号	399-3-1234	令和4年12月	普通	乗用(自家用)	582455,000
コクヨクウク		年式	車両記述	登録料(税込)	
SH120T-001		平成22年	ガソリン	1,095	
車種	ZKE-ABC99	排気量(cc)	250	登録料	600
年式	平成22年	車両重量	92kg	税	300
登録料	1250円	登録料税	458円	登録料	173円
税	500円	税	173円	税	149円
国土・文部					
車検証					
平成22年12月1日登録					
みほん					
QRコード					
国土交通省					
412345678901					

## 備 考

### 券面上の記載内容

OBD檢

OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

## ICチップ内の車検証記載情報の読み取り内容

## 車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて

ごく稀に、車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

### 《状況》

車検証に記載されている車台番号



車両ECUに記録された車台番号

車両ECUに  
情報が記録されていない車両

### 《対応》

#### ①車検証に記載されている車台番号を真とし

OBD検査又はOBD確認を行う。

#### ②認証工場でOBD確認を行った車両は、

念のため、検査場におけるOBD検査を実施する。



## 【OBD検査】の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの</li> <li>警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの</li> <li>1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの</li> <li>当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの</li> <li>上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの</li> </ul>
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの</li> </ul>

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト：



OBD検査準備会合 :



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査センター： 0570-022-574

## 整備部門からのお願い事

### ●一時抹消登録された中古自動車の保安基準適合証の交付範囲について

		保安基準適合証を交付できるもの	自動車の提示をしなくてもよいもの	備 考
構造等に関する事項（道路運送車両法施行規則第43条の2）に変更がないもの	・乗用車 ・小型貨物（注） ・軽自動車 ・二輪自動車	○	○	
	・上記以外	○	×	

（注）貨物の運送に供する小型自動車のうち、**最大積載量が1トン以下**であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「**バン**」又は「**三輪バン**」と記載されているもの。

### ●保安基準適合証の記載について

#### ・最終検査申請日について

 <b>保安基準適合証</b> <b>限定保安基準適合証</b>	
番 号 令和 4年 2月 2日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	印
事業場の名称及び所在地	
<b>○</b> 次の自動車 <b>○</b> 次の自動車の整備係る部分が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 <b>○</b> 次の自動車の整備係る部分が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 <b>○</b> 次の自動車の整備係る部分が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
検査の年月日	令和 4年 2月 1日
自動車検査員の氏名	浦添次郎
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用年月	
乗車定員	最大積載量
用途	車両総重量
保険期間	令和2年1月11日から令和6年2月11日まで

注1保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
 2. 限定保安基準適合証は、有効自動車検査証とともに提出すること。

**POINT**  
月ごとカレンダーがあると便利！

30	31	①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

**指定整備記録簿確認**  
(100km未満は切捨て)  
輸入車等でmile表示の場合はmileに○を記入する。  
継続検査申請書(OCR)のmile欄に□をれるのを忘れないこと。

※メータについては「下記走行距離について参照してください」。

#### 最終の検査申請日について

保安基準適合証の有効期間内（検査の日から15日間）に自賠責保険期間が満了する場合は、保険期間が不足とならないように、当該保険の最終満了日と同じ月日を記載すること（年については、検査年月日から起算した年を記載する）

例：自家用自動車（有効期間 2年）

保安基準適合証完成検査日：令和4年2月 1日→令和4年2月15日まで有効（15日間）  
自賠責保険期間最終満了日：令和6年2月11日→最終の検査申請日 令和4年2月11日

#### ※走行距離について（記入例）

有効期間切り捨てる場合：「有効期間切り捨て了承済み」

走行距離が車検証よりも少ない場合

- ・メータ交換している：「メータ交換あり」

記録簿にも記載し、OCRの走行距離欄の横に**1**（マイルの場合は**3**）の記入をお願いします。

- ・メータ交換がなく前回の走行距離修正不要の場合：「前回走行距離修正不要 了承済み」

- ・前回走行距離修正が必要な場合は、整備部門へ要相談

## ●協力依頼

重量税の金額確認方法について

重量税の貼り間違いが多くなっております。あらかじめ下記のサイトを活用し、金額確認をお願いします。印紙はバラバラに貼らず、消印しやすいように（金額計算しやすいよう）貼付けのご協力をお願いします。一件数秒でも積み重なれば交付時間に大きく影響します。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

### 次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ  
【重要】

■次回自動車重量税額照会  
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
(ご利用可能時間 9:00~21:00)

照会画面へ

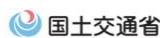
Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ご利用可能  
時間がある  
ので注意。



https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/

※PC、スマートフォンのWebから「次回自動車重量税額照会サービス」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)  
※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。  
 車台番号が英数字のみの場合  
  
(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)  
 車台番号に漢字が含まれる場合  
 [ ]  
(確認)  
(半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)  
 yyyy/mm/dd  
 カレンダー

照会

Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

更新予定日  
を入れてく  
ださい。

## ●継続検査申請書（OCR）について

- 記入欄への記載（使用者名・住所等・走行距離）間違いが多いので注意を！
  - OSSにおいても住所・氏名の不一致が多いので自動車検査証の記載のとおりお願いします。違うと却下されます。
- ※旧漢字について入力不可の場合：新漢字で入力し、備考欄にその理由を記載（例：旧漢字入力不可のため）

### 黒枠OCRシート記入時の注意点

<正読:○>に従い、黒枠に重ならないように、枠内に文字を明瞭に記入してください。

<正読:○>



<誤読:×>



誤読の原因となります。

項目番	事象	記入イメージ
1	黒枠と文字が重なっている	
2	黒枠から文字がはみ出している	

### 用紙品質によるOCR読み取りへの影響

黒枠OCRシートは、汎用紙化により、申請者側で用意した紙が使用可能となります。

そのため、下記の紙質等の条件を満たしていない用紙を使用した場合には、誤読発生の可能性が高くなります。

項目番	項目	内容
1	用紙の種類	「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で、市販されているものを使用してください。
2	用紙の大きさ	A4版(日本工業規格A列4番)であることが必要です。
3	白色度	紙の白さを示す度合として、80%以上であることが必要です。

<正読:○>

<誤読:×>

## ● 継続検査等において検査場で提示する書類について（紙検査証の場合）

クリップは「左上」にお願いします。

車検証

②車検証

並び順

① 自動車検査票

株式9(1-3関係)

自動車検査票1

車検証

並び順

※ 継続検査受検の際には、書類の紛失防止と効率化のため以下の①及び②のみ提示をお願いします。

## ● 継続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

車検証

車検証

並び順

自賠責保険証

自賠責保険証

納税証明書

※お持ちの場合は提出してください。

※納税データが反映されている場合は省略できますが反映に時間がかかる場合があります。

※ 提出書類以外は提出しないようお願いいたします。

※ 自賠責保険証は袋から出して提出ください。

(電子自賠は、データが反映されてない場合、提示を求める場合があります)

## 電子検査証の場合

### ● 繼続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

重量税納付書(検査自動車)

自動車検査票

(旧)自賠責保険証

(新)自賠責保険証

納税証明書

※お持ちの場合は提出してください。

※納税データが反映されている場合は省略できますが反映に時間がかかる場合があります。

電子検査証

※ 提出書類以外は提出しないようにお願いいたします。

※ 自賠責保険証は袋から出して提出ください。

(電子自賠は、データが反映されてない場合、提示を求める場合があります)

## ●OCRシートの記入例について

### ●持ち込み認証工場

②証明書指示：空欄  
126 整備工場コード：  
「99 + 認証番号」  
走行距離：空欄

### ●指定工場

#### ・ハイブリット申請（電子保適）の場合

記入しない

②証明書指示：空欄  
126 整備工場コード：空欄  
走行距離：空欄

#### ・紙タイプの保適による申請

②証明書指示：「1」  
126 整備工場コード：  
「99 + 指定番号」  
走行距離：「記入」

## 自動車のリコール・不具合情報

国土交通省 0120-744-960  
自動車局 審査・リコール課現在位置：[トップ](#) > [自動車の不具合情報ホットライン](#)

## メニュー

- [トップページ](#)
- [自動車のリコール制度について](#)
- [リコール情報検索](#)
- [リコール届出情報一覧](#)
- [自動車不具合情報ホットライン](#)
- [不具合情報検索](#)
- [事故・火災情報検索](#)
- [よくあるお問い合わせ](#)
- [公表資料](#)
- [自動車を安全に使うためには](#)
- [利用規約等](#)
- [バナーダウンロード](#)

## リンク



## 自動車の不具合情報ホットライン



クルマの不具合情報を寄せ下さい  
自動車不具合情報  
**ホットライン**

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します。

フリーダイヤル **0120-744-960** (年中無休・24時間)  
(オペレーター受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

【ご注意】商品性や金銭に関する問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧下さい。

↓ウェブ入力はこちらから↓

車両の不具合  
(4輪・2輪 共通)

タイヤ・チャイルドシート  
その他後付装置等の単体購入品の不具合

こちらは、自動車不具合情報ホットラインのページです。国土交通省では、リコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集しています。

自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いします。

※車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。

## 【このページの内容】

- [1. ホットラインの連絡先](#)
- [2. リコールには不具合情報が重要です](#)
- [3. 入力フォーム・検索システム等について](#)



※PC、スマートフォンのWebから「自動車の不具合情報ホットライン」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。

クルマに乗る人も乗らない人も  
安心して暮らせる理由は

# 自動車整備士 の仕事

働きながら  スキルアップ

一生求められる技術  国家資格

全国に約92,000の工場  地元で就職可能



自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備協会連合会 / 安全自動車大学校 / 整備専門学校協会 / 全国自動車整備大学連合 / 一般社団法人日本自動車整備技術者会 / 一般社団法人全国整備技術者連合会 / 一般社団法人日本自動車工業会 / 一般社団法人日本自動車連盟 / 日本自動車整備技術者連合会 / 全国自動車整備技術者連合会 / 全国オートバイ整備技術者連合会 / 一般社団法人日本オートバイ整備技術者連合会 / 行车道整备士連合会 / 日本自動車整備士連合会 / 一般社団法人自動車用品小売業者会 / 一般社団法人日本自動車連盟



このような取り組みも・・・

高度化するクルマ社会の安全・安心を支える自動車整備士の魅力を伝えるため、ポスターや動画を広めさせていただきました。その中から優秀な作品について国土交通大臣賞を授与し、道の駅などに掲載しています。

令和4年度最優秀作品




動画の最優秀作品



作品はこちら



★バーチャル工場見学はこちら




★整備士をもっと知りたい方はこちら

動画も公開中!




[整備士学校に通う学生の声]



自動車整備士になろう!

[実際に働いている自動車整備士の声]




★Twitterで情報発信中

#自動車整備士




[https://twitter.com/jidoushi\\_seibi](https://twitter.com/jidoushi_seibi)



2023年度限定版!!

バーチャル工場見学を  
体験してみよう★

進学  
就職 を目指すみなさま!

# 「自動車整備士」

って知っていますか?

自動車整備士はSDGs達成に必要な仕事です

自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進技術を搭載した自動車等が誤作動を起こさないよう、自動車整備士は適切な整備を行い、交通事故が起こらないようにしてSDGsの達成に寄与しています。



SUSTAINABLE GOALS

1. 経済成長 貧困の削減	2. 健康・幸福の実現 不平等の削減	3. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保	4. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保
5. 経済成長 貧困の削減	6. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保	7. 経済成長 貧困の削減	8. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保
9. 経済成長 貧困の削減	10. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保	11. 経済成長 貧困の削減	12. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保
13. 経済成長 貧困の削減	14. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保	15. 経済成長 貧困の削減	16. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保
17. 経済成長 貧困の削減	18. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保	19. 経済成長 貧困の削減	20. 持続可能な開発 持続可能な資源の確保

自動車整備人材確保・育成推進協議会



国土交通省

MILIT

# SUSTAINABLE GOALS

あなたも自動車整備士となり、  
よりよいクルマ社会を目指していきませんか？

## 教育

国家資格である自動車整備士を取得するための専門学校は全国に約250校あります。また、働きやすい環境作りによって女性整備士も年々増えています。

## 地域貢献

全国にある自動車整備工場はコンビニの1.6倍もの数があり、自動車整備士は安全・安心な地域のクルマ社会に貢献しています。

また、自動車整備士の待遇改善に積極的に取り組んでいる自動車整備工場が増えているため、年間給与も増加傾向にあります。

職場の選択肢

自動車整備工場は全国に約92,000工場  
全国のコンビニ約56,000軒の1.6倍

年間給与

期間	自動車整備 (万円)	全産業 (万円)
H28	450	422
H29	460	435
H30	470	440
R01	460	435
R02	470	430
R03	469	443

(出典)自動車整備士会「(一社)日本自動車整備振興会会員会合会「令和3年度版 台数実態調査」よりディーラーの平均  
(生産業)厚生労働省「令和3年分 労働基準監視調査」より労働省の平均

## 環境対策

先進安全技術の点検・整備に必要な不可欠な「スキャンツール（外部診断機）」を使用することにより、環境にやさしいクルマ社会となるよう仕事をしています。

★スキャンツールとは

# 自動車整備士は国家資格です！

## 高校卒業

働きながら  
自動車整備士になる!!

就職

短期間で  
自動車整備士になる!!

進学

## 自動車整備工場等

1年以上の実務経験

## 自動車整備士 養成学校

二级コース  
(2年制)

一级コースへ編入  
(2年制)

一级コース  
(4年制)

Step UP!

二级自動車  
整備士

Step UP!

一级自動車  
整備士

Step UP!

三级自動車  
整備士

Step UP!

三级自動車  
整備士

3年以上の実務経験

上級へのステップアップを含めた資格取得には、国が行う自動車整備士技能検定の学科及び実技試験に合格する必要があります。

※一部免除規定あり

★各種奨学金の情報はこちら

★全国の養成学校の情報はこちら

# 「優良誤認表示」とは? .....

## 優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

### 品質

商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。

### 規格

国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。

### その他の内容

商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。



### 合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7~8ページの「不実証広告規制」とは?をご覧ください。

〔品質、規格、その他の内容について  
著しく優良であると誤認される表示です。〕

食品 牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



自動車 中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



LED電球の明るさ

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



## 事業者がこれから行う企画の事前相談

### ■ 消費者庁表示対策課 指導係 ..... TEL.03-3507-8800代

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

ご相談いただく前に、まずはパンフレットや

消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labelling/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labelling/)

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

## 景品表示法違反に関する情報提供

### ■ 消費者庁表示対策課（情報管理担当）TEL.03-3507-8800代

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覗ください。  
(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

### ■ 公正取引委員会事務総局 地方事務所等

● 北海道事務所取引課 ..... TEL.011-231-6300  
〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

● 東北事務所取引課 ..... TEL.022-225-7096  
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

● 中部事務所取引課 ..... TEL.052-961-9423  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

● 近畿中国四国事務所取引課 ..... TEL.06-6941-2175  
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

● 中国支所取引課 ..... TEL.082-228-1501  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

● 四国支所取引課 ..... TEL.087-834-1441  
〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎

● 九州事務所取引課 ..... TEL.092-431-6031  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

● 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 TEL.098-866-0031  
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、  
調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

## 消費者庁

<http://www.caa.go.jp>

# 訪問特定整備

マニユアル

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

---

# はじめに

---

従来までの道路運送車両法では、自動車特定整備事業者に対して、運輸局長の認証を受けた事業場の特定整備作業場内で特定整備を実施するよう、規定・指導されてきたところです。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自身の自動車を自動車特定整備事業者の認証工場に持ち込むことなく、自宅や自社の整備場等で特定整備を受けられるニーズが高まっていることを受け、令和7年3月31日に道路運送車両法施行規則の改正、告示、関係通達の改正が行われ「訪問特定整備制度」が創設されました。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されており、本書では、関係する省令、告示、通達の内容を要約して掲載するとともに、一般的な業務の流れについてイラスト等を添えて説明しております。

訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、本書をご活用いただき、訪問特定整備制度の適正な運営とともに、自動車整備業界の健全な発展にご尽力頂きますようお願い致します。

令和7年4月

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
会長 **喜谷 辰夫**

## 用語について

	用語	説明
1	訪問特定整備	自社の事業場外の十分な設備・機器を有する場所で行う特定整備
2	限定訪問特定整備	自社の事業場外の自動車ユーザーの自宅駐車場等で行う特定整備
3	訪問特定整備等	訪問特定整備及び限定訪問特定整備の総称
4	訪問特定整備等事業者	訪問特定整備等を実施する自動車特定整備事業者として所定の届け出を行った事業者
5	訪問特定整備士	1級又は2級の自動車整備士の資格を保有し、一定の要件を満たした者であって、所定の届け出を行った者
6	準訪問特定整備士	3級の自動車整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
7	訪問車体・電気装置整備士	自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
8	訪問特定整備士等	訪問特定整備士及び準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の総称
9	訪問特定整備等管理者	整備主任者であって所定の届け出を行い訪問特定整備等の統括管理をする者
10	訪問特定整備等補助者	高度な管理手法をする際の訪問特定整備等管理者の補佐
11	高度な管理手法	準訪問特定整備士を割り当てる際に行う手法
12	訪問特定整備等リスト	届出に必要なデータリスト
13	訪問特定整備士証	訪問特定整備士の身分を証する書類
14	訪問特定整備等教育	訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育
15	データ	電磁的記録と同義

# 目 次

## 第Ⅰ章 訪問特定整備制度について

1. 訪問特定整備	6
2. 限定訪問特定整備	8

## 第Ⅱ章 訪問特定整備等を行うために必要な事項

1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること	10
2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと	21
3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育	25
4. 行政（管轄する運輸支局等）に報告義務のある事項	26
5. 第三者機関の確認	27

## 第Ⅲ章 訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】	29
2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】	29
3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】	30
4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】	30
5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】	30
6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得	30
7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】	31
8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】	31
9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】	32
10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影	33
11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】	33
12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】	34

## 第Ⅳ章 証票等の様式

1. 訪問特定整備等リストの様式	35
2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式	43
3. 訪問特定整備士証の様式	44

参考資料1 国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」..... 45

参考資料2 行政処分に係るご案内 ..... 45

# 第 I 章

# 訪問特定整備制度について

訪問特定整備制度とは、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

本制度において、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類に分けられており、これを総称して、「訪問特定整備等」といいます。

本章では、訪問特定整備等として実施可能な作業内容や作業場所の説明をします。

## 制度のポイント

### ●訪問特定整備制度の種類

訪問特定整備制度では、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります。

「訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、十分な設備・機器を有する場所（例：運送事業者の整備場など）において、特定整備を実施することを言います。

「限定訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、自動車ユーザーの自宅駐車場等において、限定された作業範囲で特定整備を実施することを言います。

訪問特定整備制度の種類や詳細の要件については、6ページ以降で説明しておりますので、ご参照ください。

### ●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。

なお、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等（依頼者）から特定整備の作業を依頼された自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、別の訪問特定整備等事業者に対して、特定整備（訪問特定整備等を含む）を外注することはできません。（自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該自動車の使用者又は所有者の場合は依頼者として認められる。）



### ●訪問特定整備等として実施できる作業範囲

訪問特定整備制度で実施可能な作業は、従来より、地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の種類（法第78条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）の範囲内となります。

また、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となりますので、訪問特定整備等で実施することはできません。

## 訪問特定整備等を実施する事業場の認証範囲

- ・認証を受けている自動車の種類
- ・その他業務の範囲

## 訪問特定整備等で実施可能な範囲

(その他、詳細条件有り)

### Check Point

訪問特定整備等では、「認証を受けている範囲内」での作業が認められており、「電子制御装置整備」のみ認証を受けている場合は、限定訪問特定整備は作業範囲的に実施できませんが、訪問特定整備における電子制御装置整備作業は実施することができます。

また、認証を受けた自動車特定整備事業の種類に対応する作業であっても、作業場所の要件を満たさない場合は、訪問特定整備又は限定訪問特定整備として行うことができませんので、ご留意ください。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3〔則第62条の2の2-1項-9〕）

違反点数：15点/台

法第94条の5-1項（いわゆる指定整備扱い）の整備として訪問特定整備を実施

※5台以上は取消

※保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。

## ●訪問特定整備等の作業場所

作業場所は事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間の位置、または事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあることと定められています。

また、訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物では、訪問特定整備等は実施できません。作業場所における詳細の要件は6～8ページをご参照ください。

訪問特定整備等を実施する  
特定整備事業場

訪問特定整備等作業場所  
として選定

NG

自社で所有する土地又は建物

（例）同事業者が所有している土地で、既に廃止しており稼働はしていないが、認証設備等は残存している元別店舗。等

## ●訪問特定整備士等の条件

訪問特定整備士等について、訪問特定整備等を行う事業場の従業員である必要があるとともに、複数の事業場の訪問特定整備士等になることはできません。

なお、訪問特定整備士等に任命するための要件も定められておりますので、詳細は15ページをご覧ください。

## 1. 訪問特定整備

訪問特定整備とは、訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日を超えない期間内（離島の場合は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した5日を超えない期間内）で、自社の認証整備事業場以外の場所における特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業（分解整備、電子制御装置整備又はその両方）を実施することをいいます。

作業範囲としては、運輸局長から認証を受けている種類の範囲内において、全ての特定整備の実施が可能となり、作業場所の要件等は以下となります。

なお、当初届け出た作業期間を超えて、訪問特定整備を実施する場合は、作業期間の変更届出を運輸支局等に届け出る必要があります。（届出様式は35ページ以降をご参照ください。）

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3〔則第62条の2の2-1項-9〕）

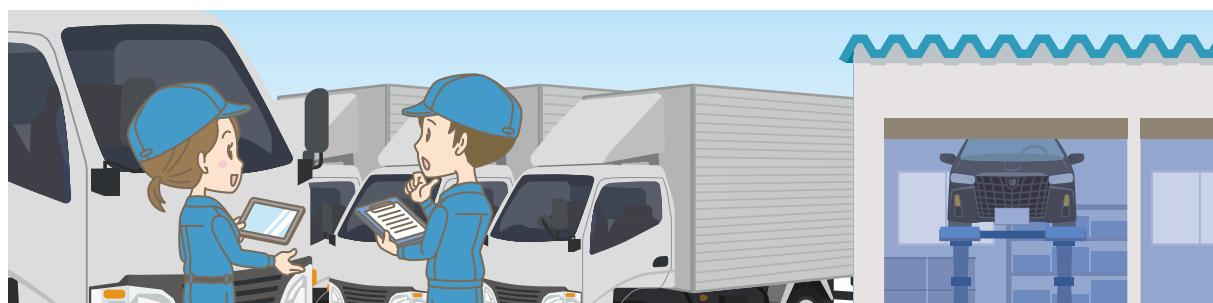
違反点数：15点

一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施

### ＜ニーズ例＞

運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備は訪問特定整備の対象外となります。



### ●分解整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の屋内作業場を有すること。
- ③ ②の屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検整備を実施するのに十分であること。
- ④ ②の屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること
- ⑤ ②の屋内作業場には、施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の屋内作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。

## ●電子制御装置整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。
- ③ ②の電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
- ④ ②の電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ⑤ ②の電子制御装置点検整備作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の電子制御装置点検整備作業場に施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。
- ⑥ 法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係わるものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

※1：屋内作業場や電子制御装置点検整備作業場、並びに車両置場の規模の基準を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

※2：認証を受けている装置ごとに、必要な認証工具を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3【則第62条の2の2-1項-9】）

違反点数：15点

認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施（以下を含む）

- ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施
- ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施
- ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）

作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施

### ✓ Check Point

訪問特定整備（分解整備、電子制御装置整備）を実施する上で、訪問特定整備を行う場所においては、施行規則別表第五に掲げられている作業機械等が不足してはなりません。

ただし、訪問特定整備士等が、在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することも認められております。

その場合、作業機械等を持ち出す自社の整備事業場において、認証機器が不足してはなりませんので、ご留意ください。

## 2. 限定訪問特定整備

限定訪問特定整備とは、自社の認証整備工場以外の場所で、認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、「小型の工具で作業が可能であること」といった点や「1~2時間程度で完了できる作業であること」といった点から、実施可能な特定整備作業が限定されております。

作業場所や実施可能な特定整備作業の要件等は以下のとおりです。

なお、限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。

### <ニーズ例>

一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスター不良と思われ、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスター交換作業を行う。

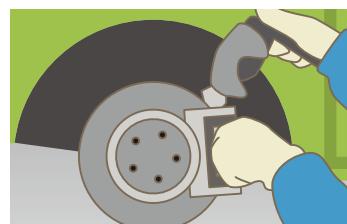


### ●作業場所の要件

- ① 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から50cm以上のスペースがあること。
- ② 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに30cmを加えた高さ以上であること。
- ③ 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- ④ 法第2条第6項の「道路」（道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。
- ⑤ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- ⑥ 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- ⑦ そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

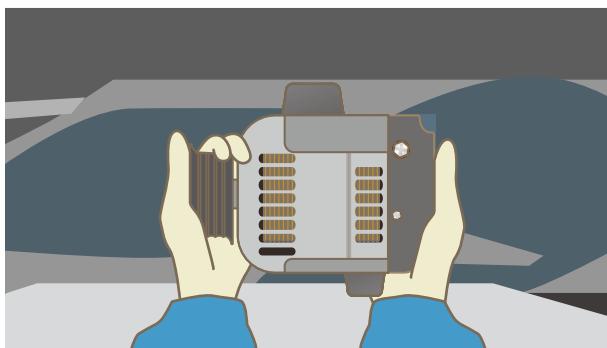
### ●限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業

- ① 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。

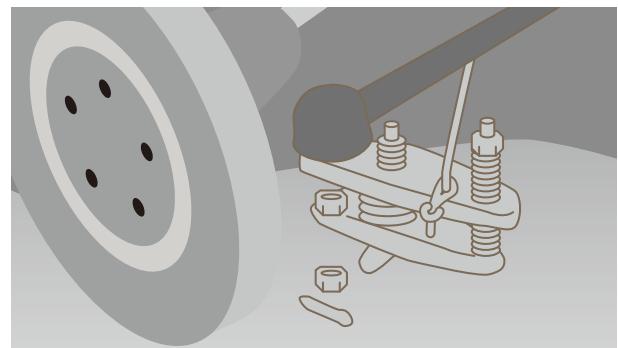


※イラストは作業の一例です。

- ② 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネーター又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し



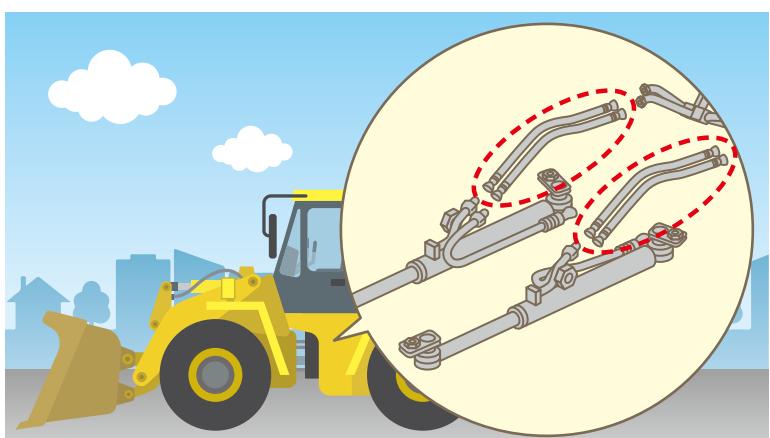
オルタネーター交換イメージ



タイロッド エンド 切離し

※イラストは作業の一例です。

- ③ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要な構造を有するものに限る。）の交換



※イラストは作業の一例です。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3【則第62条の2の2-1項-9】）

違反点数：15点/台

限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施

※5台以上は取消

※法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む

※自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む

### ✓ Check Point

- ・限定訪問特定整備で実施できる「ブレーキパッドの交換」については、事故・故障の要因によるものに限らず、通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換も対象となります。なお、予防整備として行うブレーキパッドの交換は、限定訪問特定整備の対象外となります。
- ・オルタネーターを「原動機」としている車両におけるオルタネーターの取り外しは、「原動機そのものの取り外し」に該当するため、限定訪問特定整備の対象外となります。

## 第Ⅲ章

# 訪問特定整備等を行うために必要な事項

訪問特定整備等の事業を行う場合、運輸支局等への届出や、教育体制の構築など、事前の準備が必要となります。

また、「訪問特定整備等管理者」の選任や「訪問特定整備士等」の資格要件、訪問特定整備等の実施前後で行わなければならない事項等、法令や通達等で定められています。

本章では、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者が、円滑に訪問特定整備等の事業を開始できるよう、事前に準備が必要なことや、実際に事業を開始した後、訪問特定整備等事業者に求められる事項等について説明します。

## 1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること

### ●訪問特定整備等を行おうとする際の運輸支局等への届出

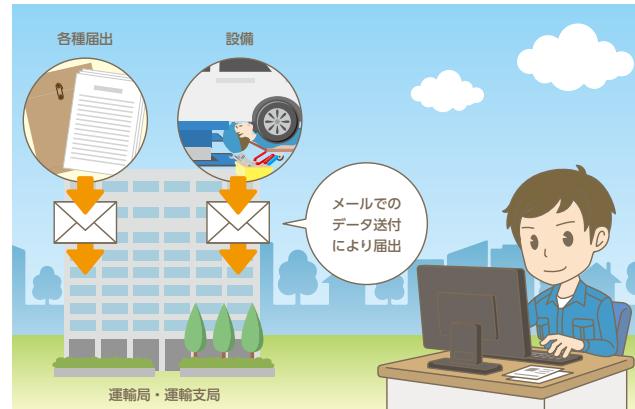
訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、本事業の開始日の前日までに、特定整備の認証事業場ごと（訪問特定整備等を行う事業場のみ）に運輸監理部長又は運輸支局長あてに電子メールにて以下の内容のデータを届出しなければなりません。

また、届出を行った内容に変更があった場合、

変更後に初めて訪問特定整備等を行う日までに、  
新規届出時と同様、変更内容を電子メールにて  
届出する必要があります。

なお、届出に必要な情報を記録したデータを「訪問特定整備等リスト」といい、届出するための  
電子メールの宛先となるメールアドレスについては、以下のホームページに掲載されております。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html)



届出の種類	届出が必要な様式 ※○を付した様式を届け出る必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
限定訪問特定整備の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○				
限定訪問特定整備の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○			
訪問特定整備(他事業場)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○		○		
訪問特定整備(他事業場)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○			○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が訪問特定整備に従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○

## ＜訪問特定整備等リストの内容（様式は35ページ参照）＞

- ① 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- ③ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に関する次に掲げる事項
  - (ア) 氏名
  - (イ) 生年月日
  - (ウ) 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
  - (エ) 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（(ウ)の自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）
  - (オ) 訪問特定整備等教育を受けた日
- ④ 訪問特定整備等を開始する日

また、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等事業を廃止した際、その日から30日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に電子メールを送信する方法により次の事項を届け出なければなりません。

- ① 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② ①の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

### ✓ Check Point

- ・訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者は運輸支局等への「届出」が必要とされておりますが、届出を行った後に支局等から確認結果や審査結果の連絡はございません。また、届出日が土日祝日であっても問題ありません。
- ・訪問特定整備等事業者の届出を電子メールで行う際、任意でCCに宛先を追加することが認められており、所属の自動車整備振興会のメールアドレスを追加して、届出を行ってください。  
※CCで追加するメールアドレスは、所属の自動車整備振興会にご確認ください。

なお、運輸監理部長又は運輸支局長が、訪問特定整備等リストの他に必要があると認めるときは、必要な情報を記録したデータの提出を求められることとなっており、以下の場合において、必要情報を届け出る必要があります。

## ＜訪問特定整備を実施する場合＞

訪問特定整備を実施しようとする自動車特定整備事業者においては、以下の届出も必要となります。

- ① 訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。）
- ② ①の場所が法第78条第1項の認証を受けた事業場（運輸局長等が特定整備事業の認証を行った事業場）（以下「他事業場」という。）の場合は、次の事項
  - a 他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス
  - b 他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

③ ①の場所が他事業場ではない場合には、次の事項

- a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- d 部品整備作業場の面積
- e 車両置場の間口、奥行
- f 作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士、準訪問特定整備士若しくは訪問車体・電気装置整備士が持参するものかの別
- g 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録  
上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。
- h 電子制御装置整備を行う事業場にあっては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号（自動運行装置関係）の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録
- i 当該場所の平面図及び写真

④ ①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間（始期の年月日及び終期の年月日）

⑤ ①の場所において、④の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

⑥ 訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、④の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録）

### ＜準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合＞

準訪問特定整備士（※）を立てる場合には、次の届出も必要になります。

① 「高度な管理手法（※）」を用いた統括管理業務の手順

② 訪問特定整備士等の任命のルールの内容

③ 訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項

- a 氏名
  - b 生年月日
  - c 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
- ※ 「準訪問特定整備士」とは…15ページ参照  
※ 「高度な管理手法」とは…16ページ参照



## ！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出
違反点数：15点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出

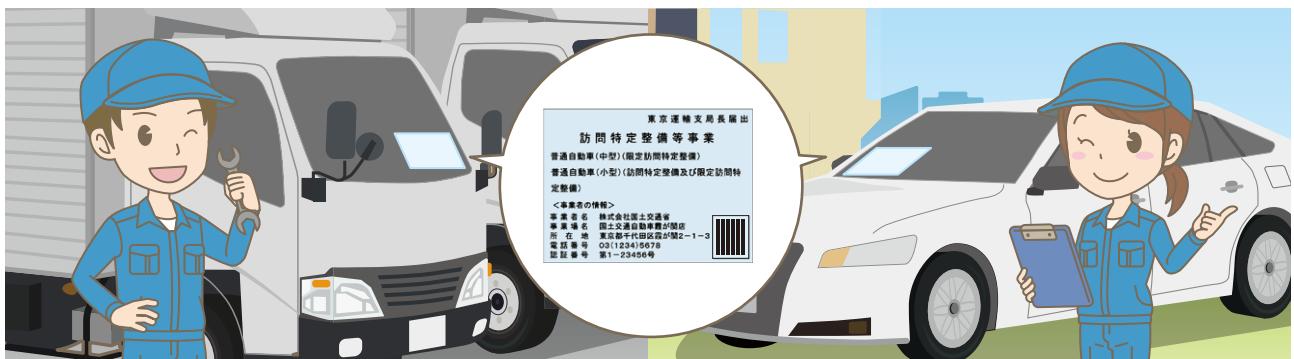
## ＜訪問特定整備等作業中の事業場の体制の例外規定に該当する場合＞

19ページの例外規定(従業員が2人しか在籍していない認証工場の場合)に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録したデータ(様式は42ページ参照)

### ●訪問特定整備等事業者の証票掲示

訪問特定整備等の届出を行った事業者は、訪問特定整備等を行う場所において、公衆の見やすいように、証票を表示する必要があるため、以下の様式にて証票を準備する必要があります。

また、自ら管理するウェブサイトにおいても、当該証票を掲載して公衆の閲覧ができるようにする必要があります。トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しなければなりません。(証票の様式は43ページ参照)



## ！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない ※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む
---------	---

### ●自社のウェブサイトに料金表を掲載

訪問特定整備等の作業に係る料金を自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供するよう定められており、トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに掲載しなくてはなりません。掲載の際、自動車の種類を区分し、作業別の料金、旅費、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和



四十五年法律第二百三十七号) 第2条第1項の「廃棄物」をいう。以下同じ。) の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載し、また、掲載する料金により、行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしてください。

### ! 注意事項(関連違反事項) !

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2-1項-9])

違反点数: 10点 訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切

違反点数: 2点 訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない

### ✓ Check Point

訪問特定整備等の作業料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはなりません。

### ●訪問特定整備等管理者の選任

訪問特定整備等事業者は、整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させなければなりません。

そして、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、以下の統括管理業務等は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行う必要があります。



### 〈訪問特定整備等管理者の業務例〉

1. 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認。
2. 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認。
3. 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示。
4. 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録。
5. 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後にできれば確認として、次の確認を行うこと。
  - (ア) 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
  - (イ) 概算見積りを記録したデータ(作業指示書)の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
  - (ウ) 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
  - (エ) 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
  - (オ) 訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録
6. 5のできれば確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び第4 10(※)に規定する事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと。
7. 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認。

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

また、「高度な管理手法」を採用している場合には、訪問特定整備等管理者は前述の業務と併せて、高度な管理手法を用いて以下の業務（例）も行う必要があります。

### ＜高度な管理手法による訪問特定整備等管理者の業務例＞

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等を任命すること。
2. 訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）を行うこと。
3. 訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するよう行われるために必要な指示を行うこと。

※ 「高度な管理手法」とは…16ページ参照

#### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3【則第62条の2の2-1項-9】）

違反点数：15点

- 訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備（以下を含む）
- ・訪問特定整備等管理者がいない
  - ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務

### ●業務に従事するための整備士資格の要件

訪問特定整備等に従事する者は保有する自動車整備士資格により、訪問特定整備士と準訪問特定整備士に分けられます。

訪問特定整備等に従事する整備士を「訪問特定整備士」といい、以下の要件を全て満たしている必要があります。

#### ＜訪問特定整備士の要件＞

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること
- ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
- ③ 所定の教育を受けたこと（25ページ訪問特定整備等教育）
- ④ 訪問特定整備士として、実施規程第三条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が運輸監理部長又は運輸支局長に届け出されていること

なお、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②から④の要件を満たしていれば、所定の設備が設置されている場所（6ページ、7ページの訪問特定整備の作業場所要件を参照）において、「訪問車体・電気装置整備士」として、電子制御装置整備（指定整備工場における指定整備の場合を除く。）に従事することができます。

また、3級自動車整備士においても、「準訪問特定整備士」として、上記②から④の要件を満たしており、以下のいずれかを満たす場合に限り、訪問特定整備等を実施することができます。

#### ＜準訪問特定整備士の要件＞

- ① 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合
- ② 訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

## <「高度な管理手法」とは…>

「高度な管理手法」を採用することで、3級自動車整備士においても、準訪問特定整備士として、訪問特定整備等に従事することが可能となるものです。

その要件として、以下3点のすべてを満たす必要があります。

1. 訪問特定整備等管理者において、訪問特定整備士や準訪問特定整備士の統括管理業務等を、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
2. 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
3. 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要なデータの交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などをを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。



### ! 注意事項(関連違反事項) !

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備を実施

### ✓ Check Point

訪問特定整備士等に必要な要件である「実務経験3年以上」とは、複数の事業場に所属していた場合においても、過去の整備士歴を合算した年数で差し支えありません。

なお、訪問特定整備士等になるにあたっては、作業場所において主に一人で作業を行うこととなり、臨機応変に適切な作業を行う能力を備えている必要があることから、訪問特定整備士等の必要な要件を満たす整備士資格の「技能検定の合格日以降」に特定整備に関し3年以上の実務の経験を有することが必要となります。

## ●訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

訪問特定整備等の実施中、訪問先において訪問特定整備等の作業に着手したものの、作業を完遂することができず、事業場において作業を行う必要が発生した場合、事業場に入庫後すみやかに必要な作業を行えるようにしなければならないことから、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間も常に、自社の整備事業場においても、以下の要件をすべて確保しなければなりません。

なお、整備事業場で行う作業が、分解整備並びに電子制御装置整備、またはその両方の整備により、確保が必要な事業場の体制が異なります。

その際、訪問特定整備等事業者が常時その事業場に待機させる従業員は、待機中に入庫した自動車の点検整備を実施することができ、また、待機中において、業務上必要な行為に要する時間の範囲内であれば、当該事業場を不在にすることは問題ございません。



### ＜分解整備を行う事業場の場合＞

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
- ② 事業場に少なくとも1人の1級又は2級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、2級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち1級、2級又は3級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を4で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数がある時は、これを1とする。）以上であること

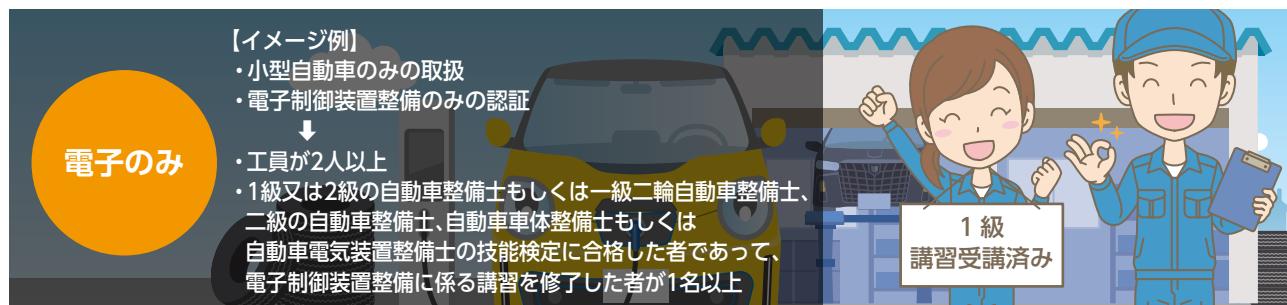
特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級又は2級の自動車整備士	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対しての割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



## ＜電子制御装置整備を行う事業場の場合＞

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級2輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車車体整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車電気装置整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
全従業員に対しての割合 1級、2級又は3級の自動車整備士 自動車車体整備士 自動車電気装置整備士 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



## ＜分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の場合＞

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級2輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対しての割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



## ＜例外規定＞

従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月における持込み車検台数が5台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月において、検査を受けるために法第48条第1項の「点検」（いわゆる「定期点検」のことをいう。）及び同条第2項において読み替えて準用する法第47条の2第3項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が5台以上であること。）の事業場については、訪問特定整備等作業中の事業場の体制等の規定は適用されません。

ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第4号の2の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合はその限りではありません。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

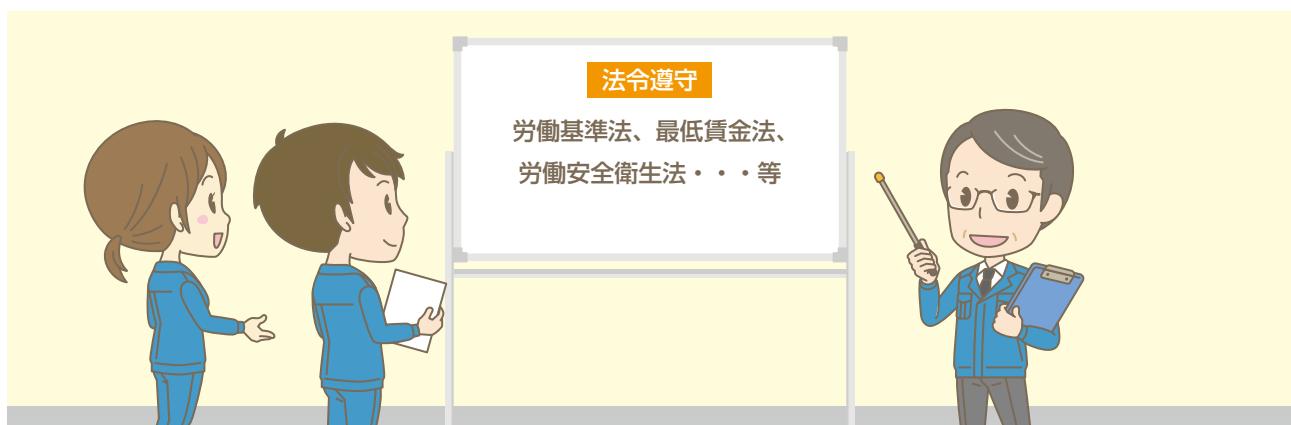
訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない

## ●訪問特定整備士等の安全及び健康の確保等

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の関係する法令を遵守する必要があります。

加えて以下の事項についても遵守することが定められています。

- ① 訪問特定整備等事業者は、②の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ2～6か月平均を80時間以内となるようにしなければならない。
- ② 臨時的な特別の事情があって訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に關し、次の事項を遵守しなければならない。
  - ア 時間外労働時間を年720時間以内とすること
  - イ 時間外労働時間と休日労働時間の合計を月100時間未満とすること
  - ウ 時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」及び「6か月平均」の全てが1月当たり80時間以内とすること
  - エ 時間外労働時間が月45時間を超える月を年6か月以内とすること



## ●訪問特定整備等に係わる補償

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償するため、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置を取ることが推奨されております。



## 2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと

### ●訪問特定整備等管理者による統括管理

訪問特定整備等管理者が行う訪問特定整備等作業中の管理業務は、訪問特定整備等に関する統括管理、高度な管理手法を採用した場合の管理等が挙げられます。

統括管理の業務等は、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンライン機器を活用して行うことができます。

※「高度な管理手法」とは…16ページ参照

※訪問特定整備等に関する統括管理の業務例…14ページ参照

#### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備（以下を含む）

- ・訪問特定整備等管理者がいない
- ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務



### ●訪問特定整備等の証票を表示

訪問特定整備等を行う作業場所において、訪問特定整備等の作業時間中のみ、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に証票を表示する必要があります。（証票の様式は43ページ参照）

#### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：6点

訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない

※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む



## ●訪問特定整備士等の身分を示す証票

訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士は、身分を証する証票（特定訪問整備士証）を携帯する必要があり、初回訪問時及び依頼者から求められたときは、これを提示しなければなりません。

提示方法は、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したものでも差し支えありません。

なお、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたときは、当該訪問特定整備士等に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければなりません。（証票の様式は44ページ参照）

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：6点

訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示



## ●訪問特定整備等作業の依頼者への説明及び概算見積りや請求書・納品書等のデータの提供

訪問特定整備等の依頼者に対し、必要と認められる訪問特定整備等の内容及び必要性、訪問特定整備等を行う前の車両の状態について説明し、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録しデータを提供しなければなりません。

また、訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータを提供する必要があります。

なお、訪問特定整備等の作業前に行う依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付、また、作業後に行う依頼者に対する説明及び請求書又は納品書のデータの提供については、訪問特定整備等事業者の役員又は訪問特定整備士等を除く従業員が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

### ＜依頼者に対する作業前の説明＞

訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行ってください。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：12点

作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

### ＜作業に係る料金の概算見積り＞

訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータには、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録するものとされています。

### ＜作業過程においての見積金額の変更＞

訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り（その内訳を含む。）について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録してください。

### ＜依頼者に対する作業後の説明＞

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行ってください。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：12点

作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

### ＜作業後の請求書等＞

作業後に依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータには、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録してください。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった

違反点数：2点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

## ✓ Check Point

概算見積り書や請求書等の帳票類については、訪問特定整備等事業者が交付するものとして、ユーザーに対してデータでの提供が求められています。

整備事業者のメールアドレスからユーザーにメールで送付する等の対応が必要となりますのでご留意ください（見積金額に変更があった場合においても同様です。）



### ●訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存

訪問特定整備等を実施した際、以下の帳票を2年間保存することが定められています。

- ・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ  
(訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件又は限定訪問特定整備の作業場所の要件を全て満たすことが分かるように撮影したもの。)
- ・訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・交換した部品を撮影した画像データ
- ・依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：12点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

## ✓ Check Point

「元データ」とは、事後的な編集が不可又は極めて困難なファイルとされており、例えば、ワード等で作成した場合は、当該ワードファイルの編集不可機能を有効にしたものや当該ワードファイルをPDFファイルに変換して編集不可機能を有効にしたもの、アプリ等の場合はアプリ画面のスクリーンショットで当該スクリーンショットの作成日時が分かるものなどを指します。

### 3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。

当該教育の対象者の要件や必要な教育内容は以下のとおり定められています。

#### ＜教育の対象者要件＞

1. 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
2. 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から2年を経過した者

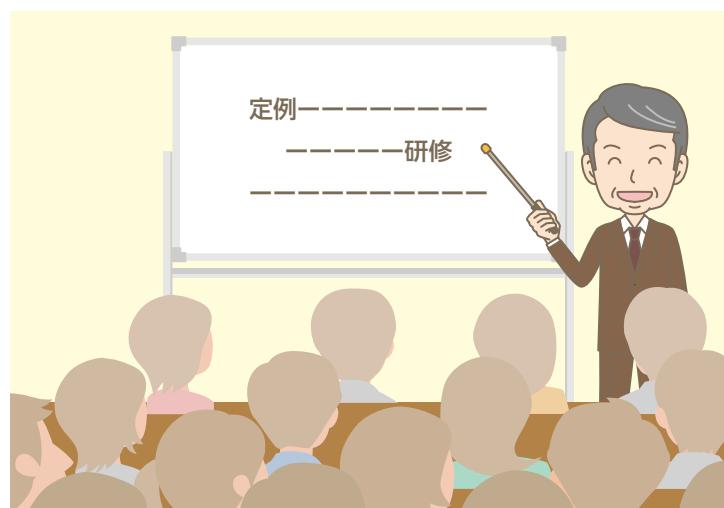
#### ＜必要な教育内容＞

1. 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力。
2. 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力。
3. 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識。
4. 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力。
5. 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件。
6. 1～5に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。

#### ＜教育記録の作成・保存＞

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育を行った場合、次の事項を記録したデータファイル（以下「訪問特定整備等教育記録」という。）を作成し、訪問特定整備等教育を実施した日から2年間、訪問特定整備等教育記録を保存しなければなりません。

- ア 訪問特定整備等教育の年月日
- イ 訪問特定整備等教育の内容、方法及び時間
- ウ 訪問特定整備等教育を行った者が特定できる情報
- エ 訪問特定整備等教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等（以下「訪問特定整備等管理者等」という。）として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報



#### ＜自動車整備振興会が行う教育・指導＞

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が、教育の対象者に対して、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受けさせた場合、当該自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等教育を行ったものとみなされます。

この場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育記録の作成・保存に代えて、自動車整備振興会が行う教育・指導の受講記録を保存してください。

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：6点

訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施

訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない

※訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む

※「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

### ✓ Check Point

教育記録については、紙媒体での作成は認められておらず、データでの作成として定められておりますので、ご留意ください。

## 4. 行政（管轄する運輸支局等）に報告義務のある事項

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備制度で定められている規定に違反した場合、もしくは違反する恐れがある場合、または訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合は、直ちに、その旨を事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告する義務があります。



### ＜補足＞

「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次の場合を指します。

- ア 訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、「死亡」または「負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの」といった危害が発生した場合
- イ 火災が発生した場合

### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った

※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

## 5. 第三者機関の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を受ける必要があります。

ここで言う第三者機関とは、運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する者を指します。

なお、当該第三者確認を受ける際、訪問特定整備事業者から第三者機関に対して申し出てください。

当該第三者確認を受ける頻度については、以下のとおり定められており、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告する必要があります。

- ① 訪問特定整備等を開始した日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上
- ② 最後に第三者評価を受けた日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上

また、第三者機関が行う確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているか確認を行い、その適否を決定されるものとなり、確認項目の例は次のとおりとなります。

- ① 訪問特定整備等管理者による統括管理業務が適切に行われているかどうか
- ② 訪問特定整備士等を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか
- ③ 訪問特定整備等教育が適切に行われているかどうか
- ④ 法第91条の3、施行規則第62条の2の2第1項及び実施規程第7条各号（※）に規定する事項に従い遵守しているかどうか

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

なお、第三者確認の結果が「否」となったときは、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、訪問特定整備等事業の廃止届を提出しなければなりません。



### ！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない

### ✓ Check Point

確認を行う第三者機関とは、管轄の運輸支局又は自動車整備振興会が該当します。

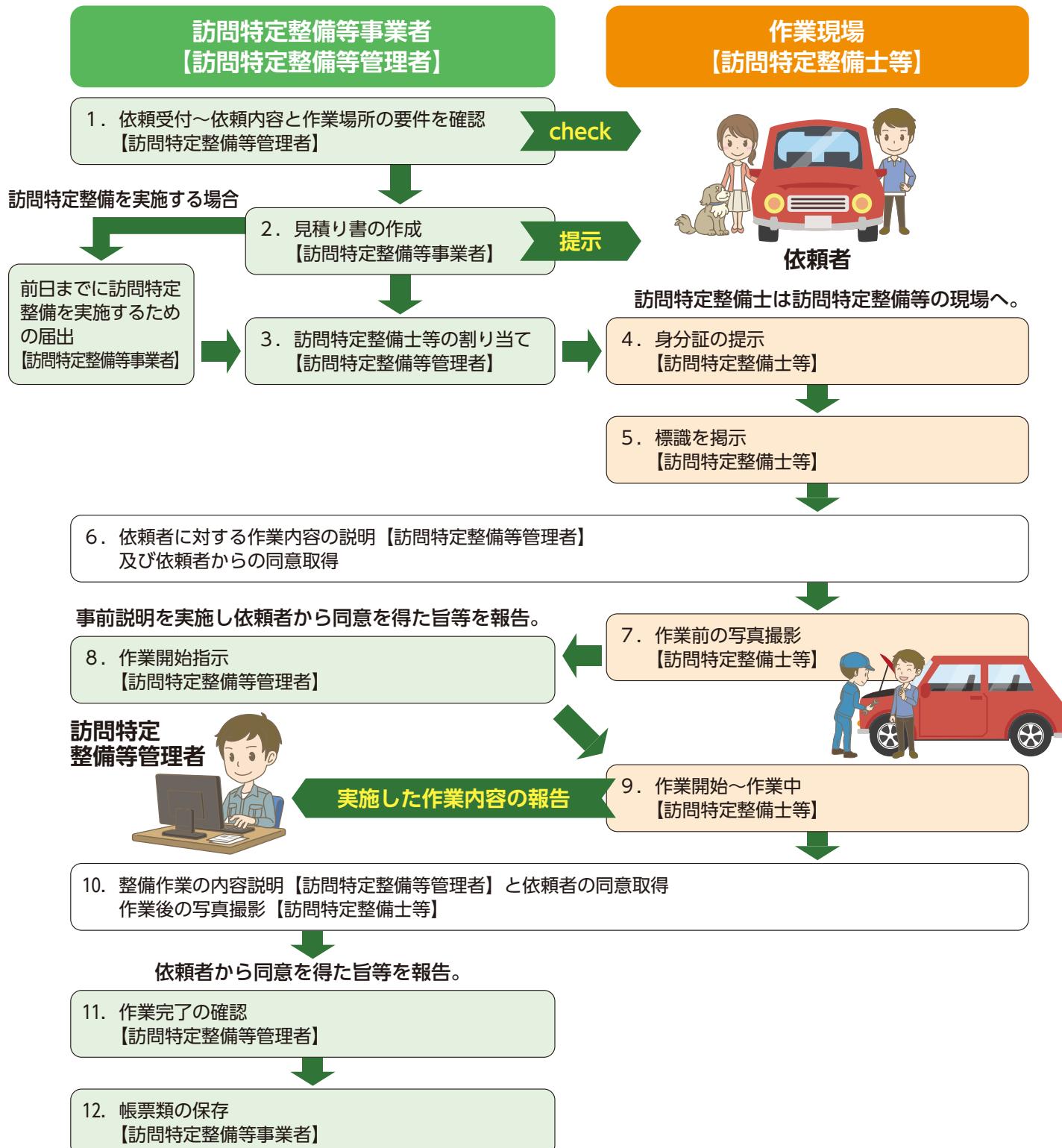
当該確認を受ける場合には、訪問特定整備等事業者からの申し出が必要となりますので、ご留意ください。

# 第 III 章

# 訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

本章では、訪問特定整備等を行う際の主な流れ等を説明しております。

当該内容は一例として示しておりますので、全ての整備事業者に当てはまるとは限りませんが、事業を行う際の参考にしてください。



## 1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】

顧客からの依頼時の内容について、訪問特定整備又は限定訪問特定整備を行うことができるか、判断する。

### ＜ケース1＞訪問特定整備の場合（6ページ参照）

顧客に対して、依頼される整備作業の内容について、詳細をヒアリングし自社で対応可能か判断します。また、指定の作業場所において、作業期間の上限である3日間（離島の場合は5日間）で作業を完了できるかについても、判断する必要があります。その後、管轄する運輸支局に対して、訪問特定整備を実施する際に必要な情報の届出を行います。

### ＜ケース2＞限定訪問特定整備の場合（8ページ参照）

顧客に対し、所有する車両において、どのような症状が発生しているのか、より具体的なヒアリングを行い、限定訪問特定整備で対応が可能か、また、自社の訪問特定整備士等で対応が可能か、判断します。なお、指定される作業場の概要もヒアリングし、限定訪問特定整備の場所要件に適しているかについても、判断が必要です。



## 2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】

顧客からヒアリングした作業内容を基に、訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを作成し、データを提供する。

当該見積り書の内容として、作業工賃、部品価格、塗料価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記載。当該見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得た上で作業を行う。また、この場合、事業者控の料金概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておく。

### ＜注意点＞

訪問特定整備等の作業の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。



### 3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士又は準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の知識及び技能から作業内容を適切に実施できる訪問特定整備士等を任命する。

また、準訪問特定整備士を割り当てる場合は「高度な管理手法」により訪問特定整備等を適切に実施する



### 4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】(訪問先)

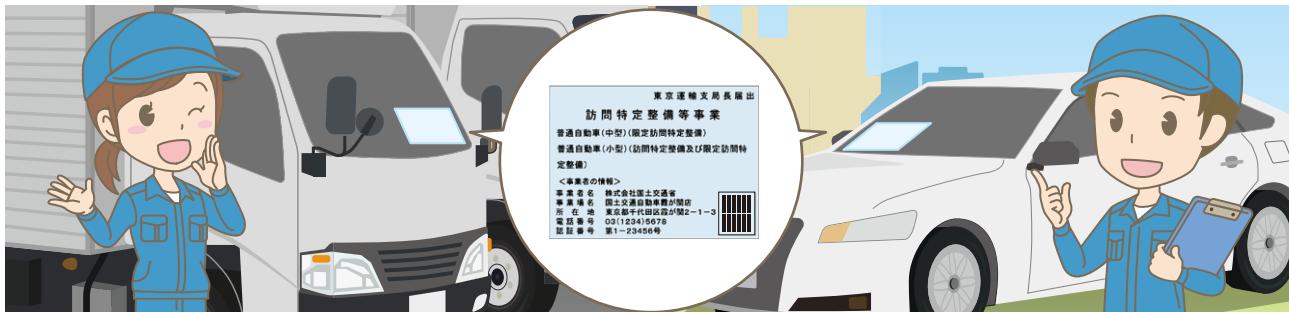
訪問特定整備士等は、初回訪問時や依頼者から求められたときなど、特定訪問整備士証を提示する必要がある。

その際、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したもの提示しても差し支えない。



### 5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】(訪問先)

訪問特定整備等を行う際、作業場所においても、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に標識を掲示する。



### 6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得

訪問特定整備士等は依頼のあった内容を十分に確認し、車両状態及び点検又は整備の実施状況を参考に受入点検を行う。【訪問特定整備士等】

受入点検の結果を受けて、依頼者に対して作業内容等の説明を行う。【訪問特定整備等管理者】

説明の内容としては、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行う。

説明後、訪問特定整備等を開始するにあたり依頼者の同意を得る。

当該同意書等に係るデータの保存方法の例は、以下のとおりとする。

- ① インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録されたデータを保存する方法。
- ② スマートフォン、タブレット等の電子機器に表示した同意書等のデータファイルに依頼者に電子サインをさせ、当該データファイルを保存する方法。



## 7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】(訪問先)

訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影する必要がありますが、作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したもの並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。なお、交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品と交換後の部品が特定できる情報（部品番号等）も含めることとする。



## 8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】

依頼者からの同意が得られ、訪問特定整備士等が問題なく作業を行うことができるかを判断し、作業開始の指示を出すとともに、作業開始時刻の確認及び記録も行う。

### ＜注意事項＞

以下の場合においては、訪問特定整備等管理者は作業開始の指示を出してはなりません。

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合。
2. 依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合。
3. 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合。
4. 依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合。



## 9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】(訪問先)

訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、訪問特定整備等の作業を開始してはならない。

訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守するものとする。

### ＜注意事項＞

訪問特定整備士等が、訪問先において訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合等の取扱いは、以下のとおり定められています。

ア 訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない。

① 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合。

② 訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合。

③ 依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合。

④ 予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合。

⑤ 依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合。

⑥ ①～⑤に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合。

イ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等からアの連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中止その他の必要な指示をしなければならない。

ウ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中止を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければならない。

### ！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った  
※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

### ＜注意事項＞

- ・訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第2条第1項の「廃棄物」をいう。）を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。



## 10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対して、実際に行った訪問特定整備等の内容、訪問特定整備等の作業を行った後の車両の状態及び交換した部品について説明を行う。【訪問特定整備等管理者】

作業の終了後、特定整備記録簿を記載し、訪問特定整備等管理者（整備主任者）より、実施した特定整備に係るできばえ確認を受けるとともに、点検整備記録簿（紙）の写しを依頼者に交付する。【訪問特定整備士等】

その後、作業の開始時と同様の方法で、依頼者の同意を得て、そのデータを保存する。

なお、作業前と同様に、

整備を行った箇所や交換した部品等の写真を撮影し、保存しておくこと。  
【訪問特定整備士等】



## 11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士等が作業を行った後、できばえ確認として、以下の確認を行う。

- ① 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているか。
- ② 概算見積りを記録したデータファイル（作業指示書）の内容どおりに特定整備が完了しているか。
- ③ 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ④ 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ⑤ 訪問特定整備等を完了した時刻の確認及び記録

以上のできばえ確認を行った後、特定整備記録簿が記載又は記録されているか、依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得られているか、作業がしっかり完了できているか、確認する。

訪問特定整備等の作業をした場合の特定整備記録簿については、次の事項を記載又は記録する。

- ① 訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること
- ② 訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
- ③ ②の場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号
- ④ 当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

### ＜補足＞

特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別のデータ）を保存すること（例えば、特定整備記録簿を書面で作成した場合は特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めすること、特定整備記録簿をデータで作成した場合は、特定整備記録簿及び別のデータを一つのPDFファイルとすることなど）でも差し支えない。

## ■特定整備記録簿の記載例

### ① 訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

- 「限定訪問特定整備」の実施場所  
東京都千代田区霞が関2-2-2
- 担当訪問特定整備士  
国土 太郎

### ② 訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

- 「訪問特定整備」の実施場所（他事業場）  
東京都千代田区霞が関2-1-3
- 上記他事業場の名称  
国土交通自動車霞ヶ関店
- 上記他事業場の認証番号  
第1-23456号
- 担当訪問特定整備士  
国土 太郎



## 12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】

訪問特定整備等を実施した際に以下の帳票を2年間保存する

- ・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・訪問特定整備等を行った場所が作業場所の要件をすべて満たしているかが分かる写真、画像データ
- ・訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・交換した部品を撮影した画像データ
- ・依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



# 第Ⅳ章

## 証票等の様式

本章では、訪問特定整備等を行う際、作成や準備等が必要となる証票等について、説明します。

### 1. 訪問特定整備等リストの様式

<様式1>

様式 1			
訪問特定整備等の（変更）届出 (訪問特定整備等リスト)			
年      月      日			
自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第255号）第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。			
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）			
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）			
訪問特定整備の届出	※1	限定訪問特定整備の届出	※2
(注) 訪問特定整備のみを行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備のみを行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。			
1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報			
(ふりがな)			
訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称			
当該事業者の住所			
当該事業者の電話番号			
当該事業者の電子メールアドレス			
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス			
2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報			
(ふりがな)			
事業場の名称			
当該事業場の所在地			
当該事業場の電話番号			
当該事業場の電子メールアドレス			
当該事業場の認証番号			

## 3-① 訪問特定整備等管理者の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

## 3-② 訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

## 4 訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和 年 月 日
-------	----------

## &lt;様式2&gt;

様式2

## 3-③-1 準訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

## 3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

## 3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

## <様式3-1>

様式3-1

### 5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

### 5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

### 5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日	～	年 月 日
----------------	-------	---	-------

### 5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類									
	全て	分解整備							電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

## &lt;様式3-2-1&gt;

様式3-2-1

## 5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

## 5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	
部品整備作業場			m <sup>2</sup>	m	
点検作業場	m	m	m <sup>2</sup>	m	
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

## 5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間 口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m <sup>2</sup>		
( ) m	( ) m	( ) m <sup>2</sup>	( ) m		
車両置場	m	m	m <sup>2</sup>		

## 5-③-3 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	設置又は持参
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サークット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)		
		(シーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シックネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トaine・ゲージ			

	キャンバ・キャスター・ゲージ			
	ターニング・ラジアス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ペアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ			
	部品洗浄槽			
備考				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日	～	年 月 日
----------------	-------	---	-------

5-③-6 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備							電子制御装置整備		
		全て	原動機	動力 伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行 補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

## &lt;様式3-2-2&gt;

様式3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住 所	
(例: レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

## ＜様式4＞

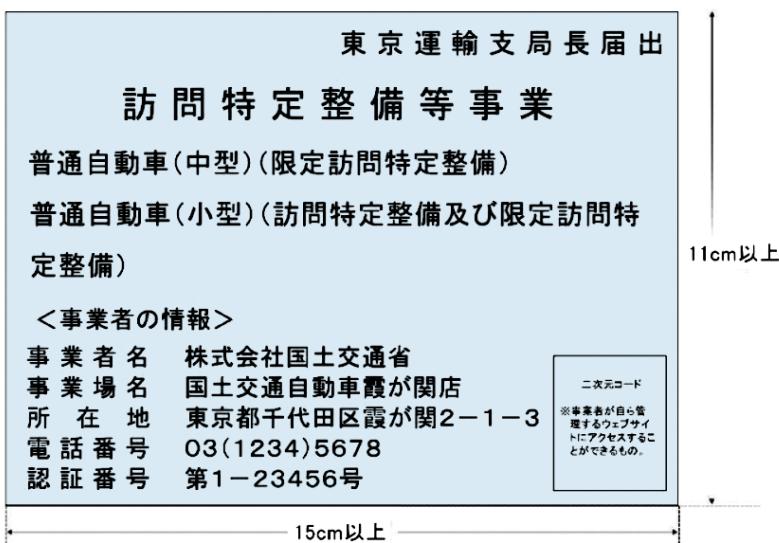
様式4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[ 年 月 日 ~ 年 月 日 ]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

## 2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式



### ＜備考1＞

訪問特定整備等事業者の証票は、図示の例により、届出を行った運輸監理部長名又は運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示すること。

この場合において、対象とする自動車の種類は次の区分により表示し、対象とする作業の種類は「訪問特定整備」又は「限定訪問特定整備」の一方又は両方を表示すること。

- ・普通自動車（大型）（普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（中型）（普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（小型）（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他特殊の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（乗用）（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・小型四輪自動車
- ・小型三輪自動車
- ・小型二輪自動車
- ・軽自動車
- ・大型特殊自動車

### ＜備考2＞

証票は、金属製若しくは合成樹脂製又はスマートフォン、タブレット等の電子機器に保存したデータファイルとし、証票の塗色は、水色地に黒文字とすること。

スマートフォン、タブレット等で掲示する場合も、同様の大きさが必要です。

### 3. 訪問特定整備士証の様式

<p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p style="text-align: center;">8.56cm</p> <p>訪問特定整備士証</p> <p>氏名</p> <p>生年月日 年(※1) 月 日生</p> <p>合格した技能検定の種類</p> <p>合格証書番号</p> <p>写真 縦 3cm 横 2.4cm (※2)</p> <p>上記の者は、当事業場の訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※3)であることを証明する。 年月日(訪問特定整備士／準訪問特定整備士／訪問車体・電気装置整備士(※3)として届け出た日) 訪問特定整備等事業者の氏名又は名称及び上記の者が在籍する事業場名</p>	<p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p style="text-align: center;">8.56cm</p> <p>訪問特定整備士証</p> <p>氏名 国土太郎</p> <p>生年月日 1990年12月31日生</p> <p>合格した技能検定 二級自動車整備士 の種類 (ガソリン・ジーゼル)</p> <p>合格証書番号 関東二か第1234567号 関東二ち第1234567号</p> <p>写真 縦 3cm 横 2.4cm</p> <p>上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。 2024年12月31日(訪問特定整備士として届け出た日) 株式会社国土交通省 国土交通自動車霞ヶ関店</p>
<p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>訪問特定整備事業者及び事業場の詳細</p> <p>訪問特定整備等事業者の氏名又は名称 住 所 電 話 番 号</p> <p>第1面の者が在籍する事業場の名 称 所 在 地 電 話 番 号 認 証 番 号</p>	<p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>訪問特定整備事業者及び事業場の詳細</p> <p>訪問特定整備等事業者の氏名又は名称 株式会社国土交通省 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3 電 話 番 号 03(1234)5678</p> <p>第1面の者が在籍する事業場の名 称 国土交通自動車霞ヶ関店 所 在 地 東京都千代田区霞が関2-1-3 電 話 番 号 03(1234)5678 認 証 番 号 第1-23456号</p>

記載例

#### <備考>

- ① 西暦又は和暦を問わない。
- ② 原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載する。例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載する。
- ③ 写真の規格は次のとおりとする。
  - ・本人のみ上半身から上が撮影されたもの
  - ・届出前6か月以内に撮影されたもの
  - ・無帽で正面を向いたもの（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く）
  - ・背景や影がないもの
- ④ 「訪問特定整備士」、「準訪問特定整備士」又は「訪問車体・電気装置整備士」のいずれかを記載するものとする。

## 参考資料1

### 国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」

国土交通省では、自動車特定整備制度の創設に伴い、ホームページに以下の特設ページを設けています。

制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式やQ&A等が掲載されていますので、本マニュアルと併せてご確認ください。

URL:[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html)



※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択

## 参考資料2

### 行政処分に係るご案内

本マニュアルの文中においても、「注意事項(関連違反事項)」として掲載をしておりますが、訪問特定整備制度を活用するにあたり、法令等への違反行為を行った場合には、罰則が科せられます。

法令に反する行為を繰り返し行うと、事業の停止や認証の取消しを受けるだけではなく、これまでに築き上げたお客様からの信頼も失ってしまうこととなり、会社経営の危機に陥りかねません。

以下の表において、違反点数と事業の停止日数が取りまとめられておりますので、適正な訪問特定整備制度の運用を行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

(以下の表は、通達「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」より抜粋)

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50		

# 訪問特定整備マニュアル

---

令和7年4月 初版発行

---

発行者 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 島 雅之

発行所 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1  
電話：03-3404-6141(代)

---

禁無断転載 不許複製

# 訪問特定整備

マニユアル

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

- (1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）  
〔新規追加〕

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ①TRIAS 31-J103(2)-01  | ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガス試験（7 モード及び LSI-NRTC） |
| ②TRIAS 31-J119R168-01 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 168 号）      |
| ③TRIAS 46(2)-R169-01  | 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 169 号）               |

- (2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（14 項目）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| ①TRIAS 17-R134(1)-03    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）                |
| ②TRIAS 17-R134(3)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号（取付・強度））         |
| ③TRIAS 17-R134(4)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）    |
| ④TRIAS 17-R134(5)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号） |
| ⑤TRIAS 18-R094-06       | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号）                        |
| ⑥TRIAS 18-R095-04       | 側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号）                           |
| ⑦TRIAS 18-R137(1)-04    | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）                  |
| ⑧TRIAS 22-R017(1)-04    | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））                      |
| ⑨TRIAS 22(3)-R016(2)-03 | 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（車両））                            |
| ⑩TRIAS 22(3)-R016(3)-05 | 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））                         |
| ⑪TRIAS 22(5)-R145-02    | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）                       |
| ⑫TRIAS 22(5)-R016-02    | 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（ISOFIX CRS 搭載性））                |
| ⑬TRIAS 32-R053-02       | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）          |

## (3) 付表等について修正および項目の追加等（26項目）

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ①TRIAS 08-J125-01     | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験   |
| ②TRIAS 08-J041(2)-01  | 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25モード）  |
| ③TRIAS 08-J041(3)-01  | 電気重量車電力消費率試験（JH25モード）   |
| ④TRIAS 08-J041(4)-01  | 電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験（JH25モード）                            |
| ⑤TRIAS 08-J041(5)-01  | 燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25モード）   |
| ⑥TRIAS 11-R079-04     | かじ取装置試験（協定規則第79号）   |
| ⑦TRIAS 11(2)-R161-01  | 施錠装置試験（協定規則第161号）   |
| ⑧TRIAS 11(2)-R162-01  | イモビライザ（協定規則第162号）   |
| ⑨TRIAS 12-R013-03     | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）                                      |
| ⑩TRIAS 12-R078-05     | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）   |
| ⑪TRIAS 12-R152-02     | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）                                      |
| ⑫TRIAS 17-J131(1)-01  | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）  |
| ⑬TRIAS 17-J131(2)-01  | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                     |
| ⑭TRIAS 17-J132(1)-01  | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）  |
| ⑮TRIAS 17-J132(2)-01  | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器付附属品）                                    |
| ⑯TRIAS 17-J133(1)-01  | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）  |
| ⑰TRIAS 17-J133(2)-01  | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器付附属品）                                    |
| ⑱TRIAS 17-R146(2)-01  | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第146号）     |
| ⑲TRIAS 17-R146(3)-01  | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム付附属品）（協定規則第146号） |
| ⑳TRIAS 30-R051-01     | 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）  |
| ㉑TRIAS 31-J041(4)-04  | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード）   |
| ㉒TRIAS 31-J042R154-03 | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第154号）  |
| ㉓TRIAS 32-J052R048-05 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験  |
| ㉔TRIAS 32-R149-02     | 照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））  |
| ㉕TRIAS 43(7)-R138-02  | 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）   |
| ㉖TRIAS 48-R157-02     | 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）   |

## 2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年6月14日国土交通省告示第 号）

## 3. 施行日

施行日 令和6年7月25日

## － 審査事務規程の一部改正について（第 59 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 事故情報計測・記録装置（EDR : Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2]
  - 乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
  - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読み出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
2. 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添 3]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

[\(https://www.naltec.go.jp/\)](https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先  
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441 (代表)  
FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

- (1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（3項目）

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| ①TRIAS 44-R046(1)-02   | 後写鏡等試験（協定規則第46号）              |
| ②TRIAS 44-R046(1-2)-02 | 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第46号） |
| ③TRIAS 44-R046(2)-03   | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第46号）    |

- (2) 付表等について修正および項目の追加等（13項目）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| ①TRIAS 11-R079-04       | かじ取装置試験（協定規則第79号）                                    |
| ②TRIAS 12-R013-03       | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）                       |
| ③TRIAS 12-R078-05       | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）                                |
| ④TRIAS 12-R140-02       | 横滑り防止装置試験（協定規則第140号）                                 |
| ⑤TRIAS 17-R134(5)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験<br>(圧縮水素貯蔵システム附属品)（協定規則第134号） |
| ⑥TRIAS 17(2)-J111(3)-02 | 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（取付・強度）  |
| ⑦TRIAS 21-R167-01       | 直接視界に係る自動車の試験  |
| ⑧TRIAS 22-R017(1)-04    | 座席及び座席取付装置試験（協定規則第17号（乗用等））                          |
| ⑨TRIAS 22(5)-R145-02    | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第145号）                           |
| ⑩TRIAS 31-J042R154-04   | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第154号）                               |
| ⑪TRIAS 31-J119-02       | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験                               |
| ⑫TRIAS 43(10)-001-01    | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験                                  |
| ⑬TRIAS 44(2)-R158-01    | 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第158号）                             |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。

## 2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年9月20日 国土交通省告示第1172号）

## 3. 施行日

施行日 令和6年11月1日

## － 審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 1 月 6 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165 「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]

2. 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]

車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

[\(https://www.naltec.go.jp/\)](https://www.naltec.go.jp/)

### お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の一部改正を行う。

- (1) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（2項目）

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| ①TRIAS 17(2)-R100(1)-03 | 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号（車両）） |
| ②TRIAS 43(7)-R138-03    | 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）       |

- (2) 付表等について修正および項目の追加等（20項目）

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ①TRIAS 11-R079-04        | かじ取装置試験（協定規則第79号）                                     |
| ②TRIAS 12-R013-03        | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験                                  |
| ③TRIAS 12-R013H-03       | 乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）                                 |
| ④TRIAS 17(2)-R155-01     | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第155号（同規則の規則7.3.（7.3.1.を除く）に限る）） |
| ⑤TRIAS 30-R041-03        | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）                                  |
| ⑥TRIAS 31-J042R154-05    | 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第154号）                                |
| ⑦TRIAS 32-J052R048-06    | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験                                |
| ⑧TRIAS 32-R053-02        | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号）               |
| ⑨TRIAS 32-R149-02        | 照射灯火試験（協定規則第149号（前照灯））                                |
| ⑩TRIAS 33(2)-R149-02     | 照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯））                              |
| ⑪TRIAS 35-R150-02        | 再帰反射試験（協定規則第150号（前部反射器））                              |
| ⑫TRIAS 35(2)-R148-02     | 信号灯火試験（協定規則第148号（側方灯））                                |
| ⑬TRIAS 35(2)-R150-02     | 再帰反射試験（協定規則第150号（側方反射器））                              |
| ⑭TRIAS 38-R150-02        | 再帰反射試験（協定規則第150号（後部反射器））                              |
| ⑮TRIAS 38(2)-R150-02     | 再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器））                            |
| ⑯TRIAS 38(3)-R150-01     | 再帰反射試験（協定規則第150号（再帰反射材））                              |
| ⑰TRIAS 41-R148-02        | 信号灯火試験（協定規則第148号（方向指示器））                              |
| ⑱TRIAS 43(4)-R150-02     | 再帰反射試験（協定規則第150号（停止表示器材））                             |
| ⑲TRIAS 43(10)-001-01     | 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験                                   |
| ⑳TRIAS 43(10)-R165(2)-01 | 車両後退通報装置試験  |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

3. 1. の改正に伴う「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正。（新設項目無し）

## **2. 関係する法令等**

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年1月10日  
国土交通省告示第12号）

## **3. 施行日**

施行日 令和7年1月31日

## － 審査事務規程の一部改正について（第63次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年4月1日（一部は令和7年10月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

### 1. 新規検査等における書面審査関係 [別添2]

- 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文+附則1~4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
- 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
- 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。

### 2. 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添3]

- 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
- 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。

### 3. 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します。[4-25] [様式16]

### 4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

[\(https://www.naltec.go.jp/\)](https://www.naltec.go.jp/)

#### お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347

# 新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

# 並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

- 115 -

(沖縄版)



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和8年3月31日

# 用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

## ※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

## ※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
  - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
  - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
  - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
  - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
  - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
  - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
- ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
  - ア 11人以上
  - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
  - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
  - イ 軽から普通又は小型に変更
  - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トン超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トン超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、  
当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2  
「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。（沖縄版）



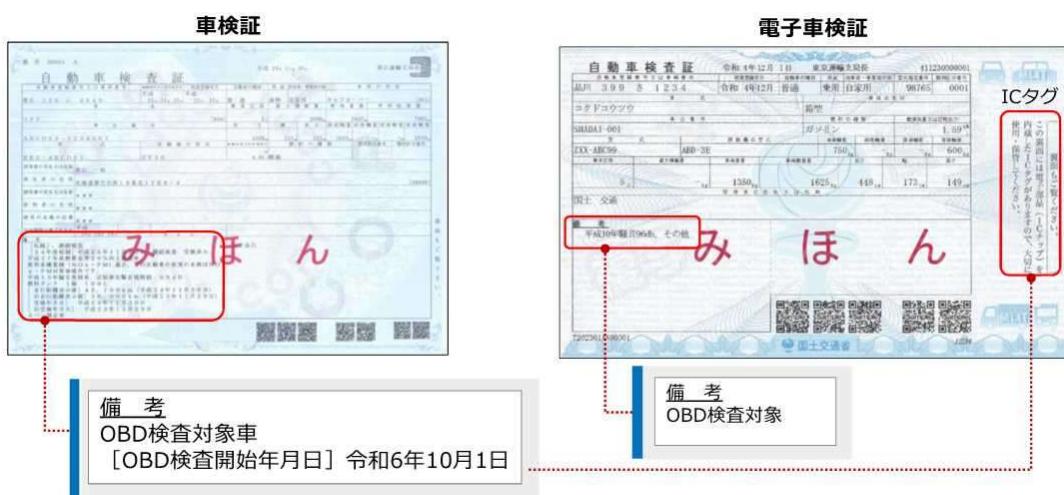
# OBD検査対象車の受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

## 1. 対象となる自動車

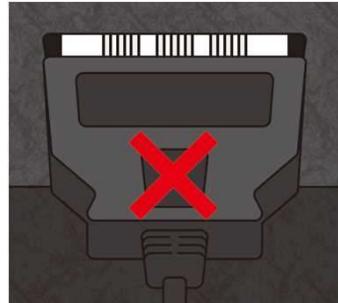
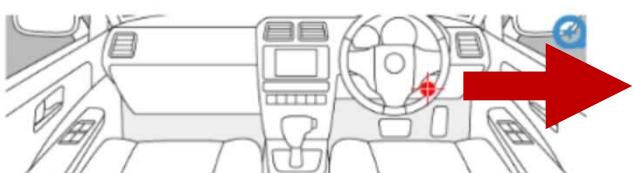
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



## 2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



# 自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の事前書面審査の届出がオンラインで可能になります!

 独立行政法人  
自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

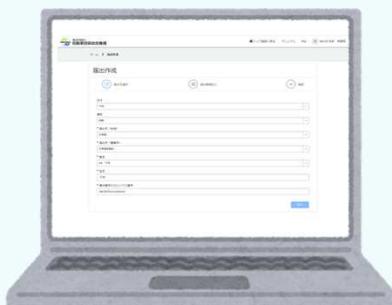
自動車技術総合機構オンライン届出システム

届出の作成 初めての方 よくある質問

各種届出、申請を行います。

書面審査システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。

申請についてよくあるご質問を掲載しています。



## 専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機関での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

## 審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は  
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGVi3o>  
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機関HPよりご案内いたします。

他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願ひいたします。  
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

# 検査実施のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における的確で厳正かつ公正な検査を実施するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
  - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
  - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
  - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
  - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
  - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
  - カ 窓ガラスが取外されていない状態
  - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
  - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
  - ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
  - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
  - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
  - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取り外した空車状態
  - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
  - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップバルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させない状態
  - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
    - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
    - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
    - (ウ) (ア) 又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
    - タ OBD検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トランクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

# 秩序維持のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における秩序を維持するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- ⑯ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑰ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

# 前照灯審査(ロービーム計測)の過渡期取扱いを見直します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタを用いた前照灯の審査は、原則してロービームを計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテスタによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ロービームの照射光線を確認したうえでハイビームに切り替えて計測し、基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了することから、**令和5年9月1日以降、過渡期の取扱いを見直すこと**としました。

## 1. 対象自動車

残り1年！

平成10年9月1日以降に製作された自動車  
(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

## 2. 過渡期取扱いの見直し

### ①令和5年9月1日～【完全移行に向けた周知期間】

検査方法については、現行通り実施します。

### ②令和6年2月1日～【過渡期取扱いの適用範囲を縮減】

検査コース初回入場時は、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。  
(検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)

なお、再入場時は、これまでどおり過渡期の取扱いを用います。

[参考：過渡期の取扱い]

- (1)ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
- (2)(1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないものが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

### ③令和8年8月1日～【過渡期取扱いの廃止】

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。  
(ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)

※ 裏面もご確認ください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

121 -



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 前照灯の光度及び照射光線の向きの 適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。



## これらは適切な整備・調整が必要です！



レンズ面の劣化



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

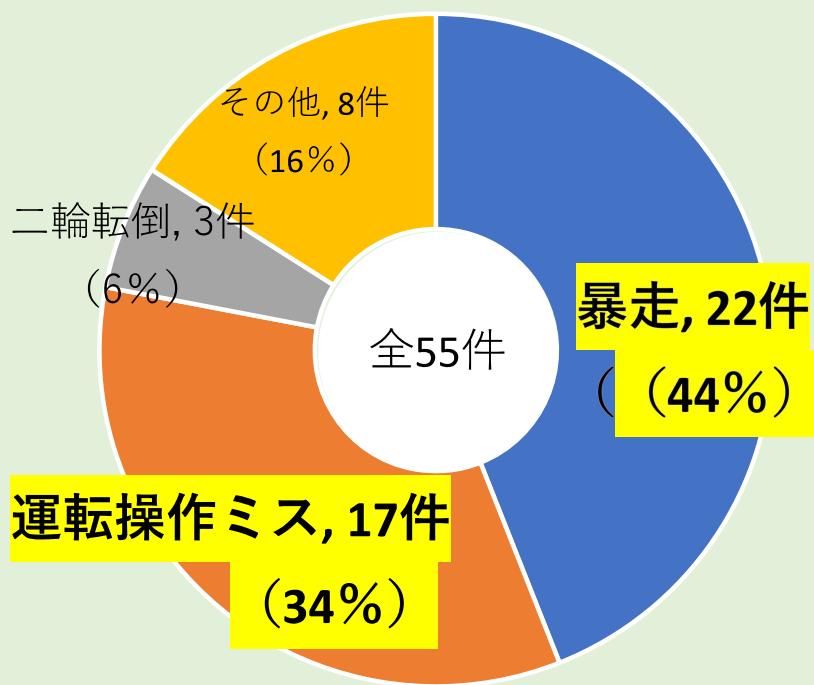
# 自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

## 暴走や運転操作ミスによる事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和6年度、車検場検査コース内での「暴走」や「運転操作ミス」など、受検者の方に起因する事故が55件発生しました。

### 受検者起因事故の原因



#### 「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

#### 「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスタ等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

特に、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、  
破損した検査機器の修理費用をご負担いただくとともに、  
コース閉鎖した場合は待機受検者の皆様にご迷惑をお掛け  
することとなります。 ※ヘッドライトテスタの場合1千万円超

降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！  
慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！

## <事故事例>

スピードメータ検査で停止位置を合わせようとしている際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてバックで暴走し、隣のコースの入り口で待機していた車両に衝突。  
(受検者負担)被害者治療費、車両及びマルチテスタ入場信号、センサの修理費用



ブレーキ検査で「×」判定が出たため、職員に再検査を申告しようと降車したが、ギアDレンジ、かつ、駐車ブレーキを作動させなかつたため暴走し、ヘッドライトテ  
(受検者負担)ヘッドライトテスタ修理費用



車検場内下回り検査位置で停止する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えて30m以上暴走し、駐車車両に衝突。  
(受検者負担)車両修理費用



# 1コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

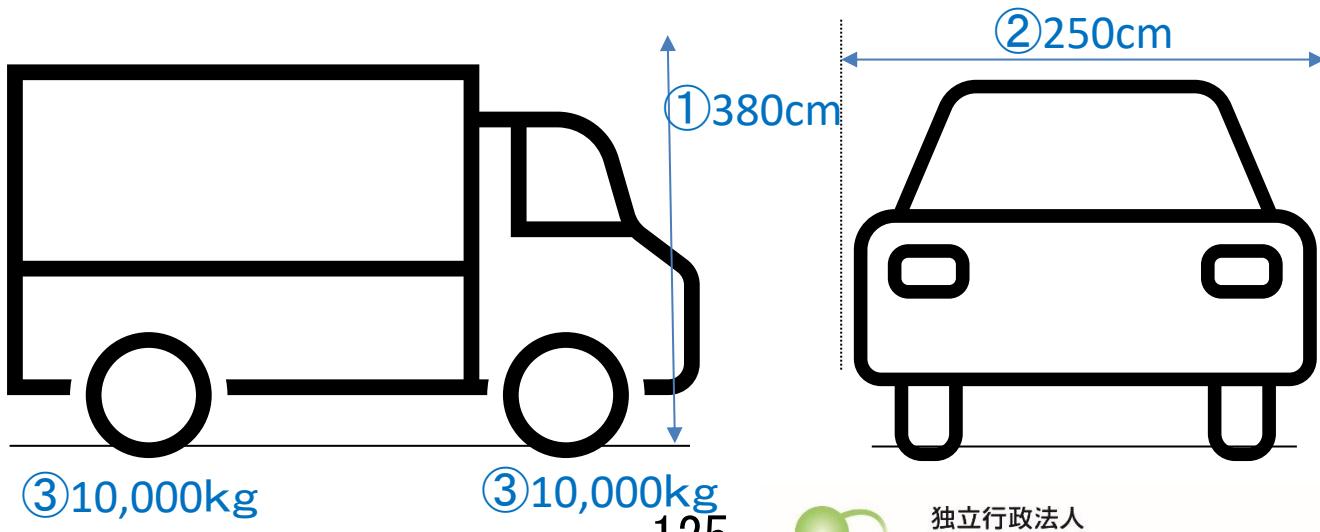
1コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

## ■入場可能車両

- ①自動車の高さ **【380cm以下】**
- ②自動車の幅 **【250cm以下】**
- ③自動車の軸重 **【10,000kg以下】**

## ■補足

4WD車、横滑り防止装置等の解除が困難な自動車、スピードメーター検査において、駆動輪以外の車輪を回転させる必要がある自動車は、1コースでスピードメーター検査ができません。



※ ご不明な点についてはお問い合わせください。 (沖縄版)

## 2コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

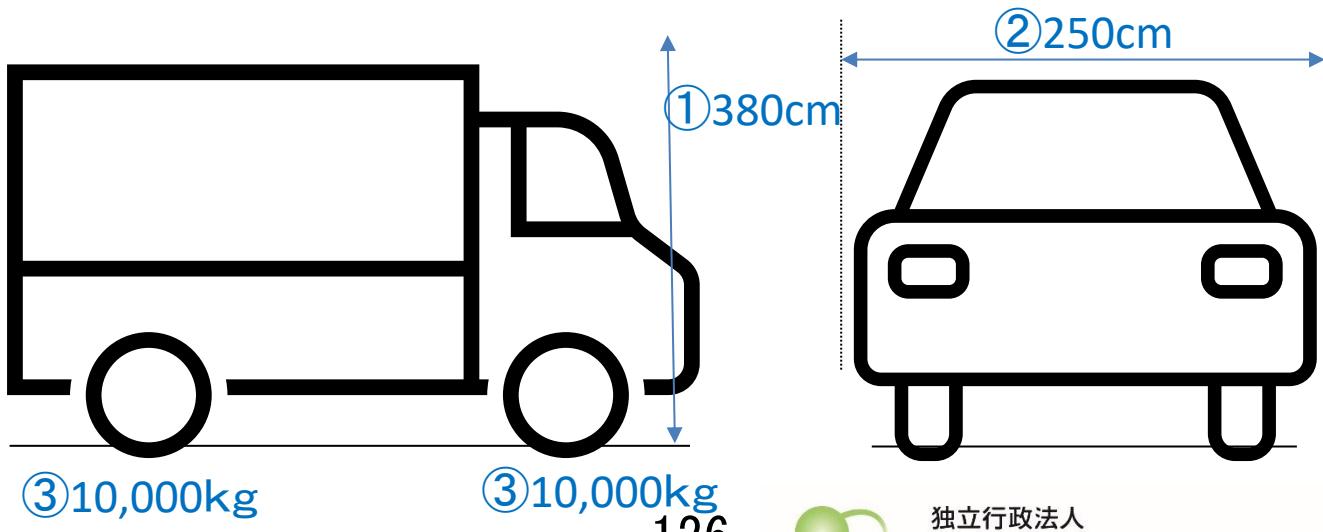
2コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

### ■入場可能車両

- ①自動車の高さ **【380cm以下】**
- ②自動車の幅 **【250cm以下】**
- ③自動車の軸重 **【10,000kg以下】**

### ■補足

前輪中心から後輪中心までの距離が「400cm」を超える  
**「4WD車」**は、**入場前に必ず職員へ申告**してください。



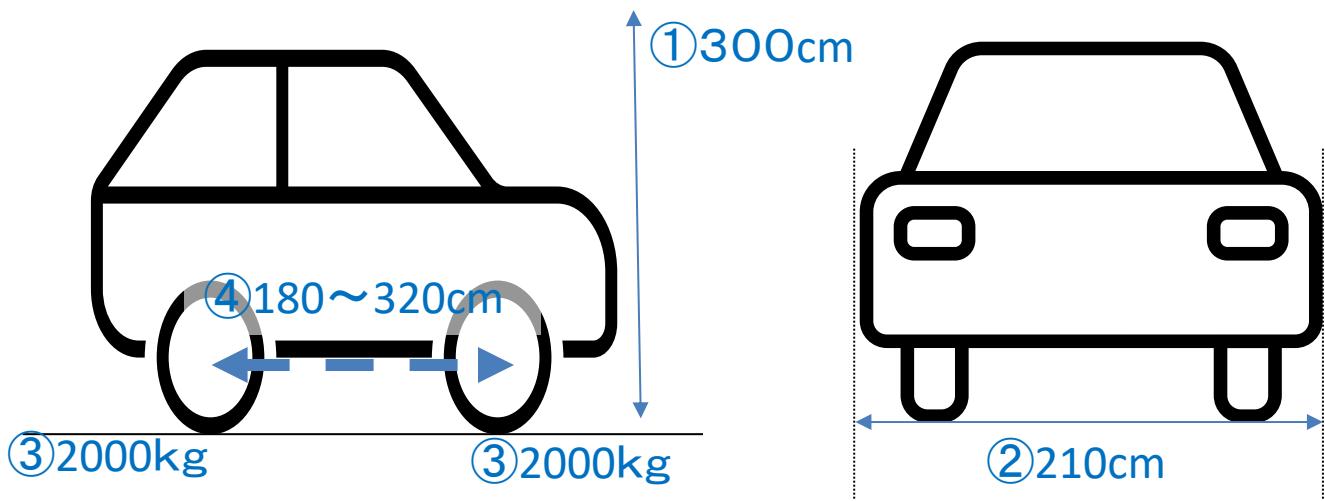
※ ご不明な点についてはお問い合わせください。 (沖縄版)

# 3コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

3コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

## ■入場可能車両

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ①自動車の高さ      | <u>【300cm以下】</u>     |
| ②自動車の幅       | <u>【210cm以下】</u>     |
| ③自動車の軸重      | <u>【2000kg以下】</u>    |
| ④軸距(ホイールベース) | <u>【180cm～320cm】</u> |



※ ご不明な点についてはお問い合わせください。 (沖縄版)

## 4コース(二輪車)の受検案内について (入場前に必ず確認を)

4コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

### ■入場可能車両

①二輪自動車であって軸重【400kg以下】

### ■注意事項

※側車付きオートバイ、三輪以上の車輪を有する車両は入場できません。

※最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両は、  
**入場前に必ず申告**してください。



# DSコースの案内について 高さ制限があります！ 入場前に必ず確認を！

■下記に該当する自動車は入場前に職員へ 確認をお願いします。

- ①高さ 【370cmを超える車両】
- ②幅 【250cmを超える車両】
- ③長さ 【1100cmを超える車両】
- ④軸重 【10,000kgを超える車両】
- ⑤大型特殊自動車
- ⑥車両の前方又は上部にクレーン等の装置を備える自動車

※ 形状の例



# 令和7年度 整備主任者・検査員研修 【沖縄版教材】



1

**検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査(ロービーム計測)について**

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ

**ヘッドライトテスターを用いた  
前照灯検査(ロービーム計測)の  
全国移行期限を延期します**

平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様なご意見を踏まえ、**全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期します。**

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

**[ロービーム検査の必要性について]**  
夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありますか?また、暗くて不安を感じることはありますか?  
ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持・継続していくと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自分の運転を妨げたりすることになります。  
このため、車検制度において定期的に検査することとしています。

**ロービームの光度及び向きの  
適切な整備・調整のお願い**

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多くです。ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

○レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始!  
○照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる!

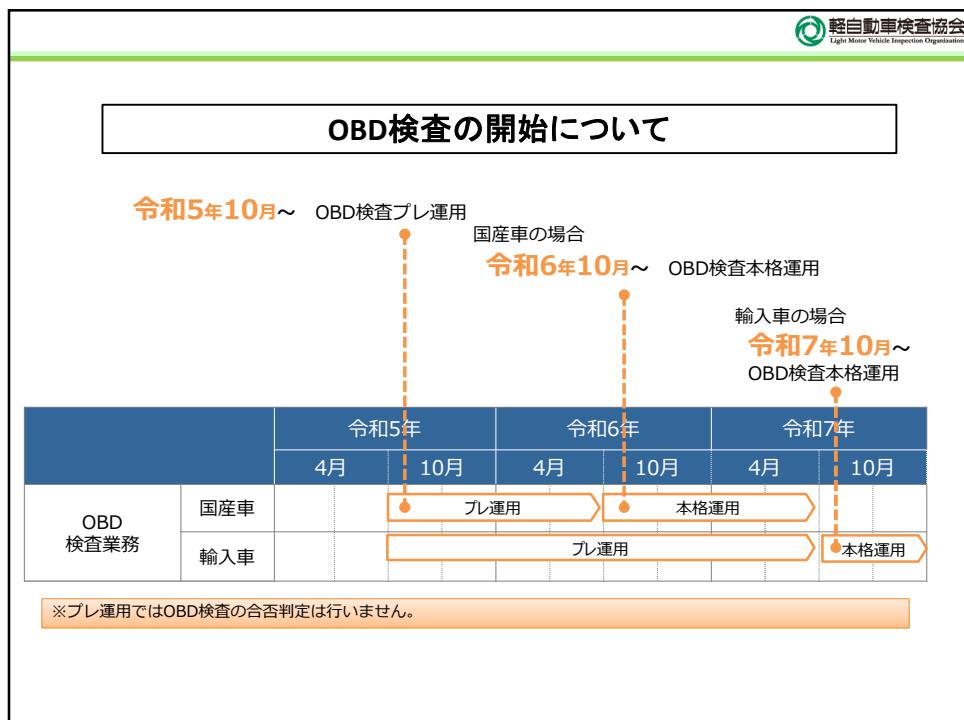
**正常な光度と配光** **光度不足かつ崩れた配光**

**これらは適切な整備・調整が必要です!**  
整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にて確認ください。

**レンズ面のくもり** **内部リフレクタの劣化** **相性の悪いバルブに交換**

国土交通省 自動車技術総合機構 軽自動車検査協会

2



3

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

### OBD検査の開始について

**車検時の新たな検査項目として「OBD検査」が追加されました。**

**OBD検査ポータルサイト**

**OBD検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD検査対象車」と記載があります。**

**OBD検査対象車**

**令和3年10月以降のニューモデルからが対象**

**車検証の備考欄に、「OBD検査対象」と記載があります**

※記載があっても以下の場合は検査不要

- ・車検の日が令和6年9月30日以前  
(輸入車は令和7年9月30日以前)
- ・車検の日が型式指定年月日から2年経過していない
- ・車検の日が初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

**どんな装置を検査するの？**

制動装置 (ABS, ESC, EVSC, BAS, AEBSS)  
かに取装置 (高齢運転者支援ステアリングシステム)  
自動運行装置  
車両接近警報装置 (AVAS)  
排出ガス発散防止装置

国土交通省   自動車技術検査機関 

4

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

**OBD検査の開始について(令和6年10月~)**

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。

②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。

③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1:データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2:運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3:検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

**OBD検査は  
検査コースの入口において実施します**

3 軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

5

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

**軽自動車の次回重量税額照会サービスについて**

**重要なお知らせ**

**軽自動車の次回重量税額  
照会サービスが始まりました。**

軽自動車検査協会HPからバナーをクリックしてください。  
スマートフォンはこちら→

以下の画面にアクセス後、緑色のタブを押してください。

1. 車台番号 (必須)  
 ① 車台番号 (必須)  
 ② 受検予定日をカレンダーから入力  
 ③ 照会ボタンをクリック  
 ④ 結果

①.車台番号を全桁入力（すべて半角で入力してください）  
 ②.受検予定日をカレンダーから入力  
 ③.照会ボタンをクリック  
 ※ご利用可能時間 9:00~21:00  
 (年末年始 (12/29~1/3) 及びメンテナンス時を除く)

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

6

### 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について



令和5年1月より、継続検査申請時に画像右下の軽JNKSへ自動的に照会する事が可能となりました。

それにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし以下のようなケースでは、納税証明書の提示が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに情報が反映されていない場合。
- ・対象車両に過去の未納がある場合。
- ・他の市区町村から引っ越しして間もない場合。

※納付したにもかかわらず軽JNKSに登録が無いなど軽JNKSに関するお問い合わせは各市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。

※軽JNKSパンフレット画像を使用

### 4月より、車検を受けられる期間が延びました 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします

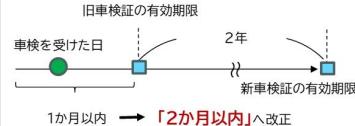
#### 軽自動車検査協会からのお知らせ

**車検を有効期間満了日の2か月前から受けられるのは令和7年4月1日からです!!**  
残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

#### 車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

**【現行】** ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例  
車検証の**有効期限1か月以内**に受検すると、  
新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から  
2年間とすることができます。

**【改正後】**  
車検証の**有効期限2か月以内**に受検すると、  
新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から  
2年間とすることができます。



継続検査を受検する際に、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1ヶ月前」と規定されていましたが、令和7年4月1日より全国一律「2ヶ月前」となります。

注：離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2ヶ月前」と規定。今般、変更なし。

## 指定継続申請の際のお願いについて

1/3

・保安基準適合証が書面提出と電子提出が混在する場合は、クリアファイル等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由:紙保適と電子保適が混在していますと、審査に時間を要します。

・複数件申請がある場合は、OCRシートと保安基準適合証等の他の書類をクリップ等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由:書類を受け取ってから、1件ずつOCRシートを外す作業に時間を要します。

・複数件申請される場合は、申請件数チェックシートを添付頂くようお願いいたします。

理由:申請された書類を確実に、お返しするため申請された件数の把握が必要です。

9

## 指定継続申請の際のお願いについて

2/3

紙保適提出の際は、OCRシート右上の、以下の3点を必ず記入いただきますようお願いいたします。未記入の場合、車検証が出力されません。

・証明書指示に「1」保・自提出



証明書指示		整備工場コード				
1 保・自提出	1 訂正	1 検査証不発	1 検査外	1 制限解除	9 9	○○○○○○
2 保証提出	2 復元	4 検査証交付	5 再出力			
3 自賠責提出						

記入例  
AB3 - 1234567

記入

走行距離計表示値  
12300 km

・整備工場コードに「99-○○○○○」  
※○に左詰めで指定番号

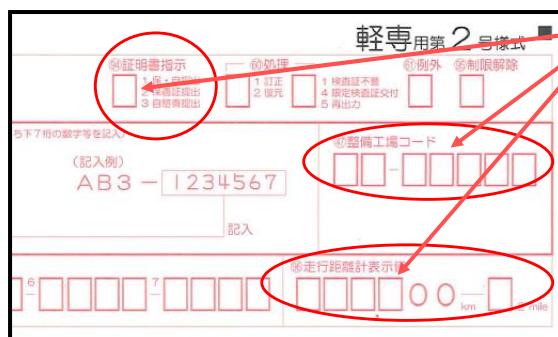
・走行距離計表示値

10

## 指定継続申請の際のお願いについて

3/3

**電子保適**での申請の際は、OCRシート右上の、以下の3点は記入しないでください。記入されると、車検証が出力されません。



11

## 軽自動車OSS(新車・継続検査(指定整備))について



平成31年5月7日より運用を開始した軽自動車OSS継続検査は、沖縄県(宮古分室、八重山分室含む)で利用率35.6%(令和7年5月実績)となっております(継続検査総件数の割合)。

※継続検査のオンライン利用率目標60%(達成期限令和8年度末)

継続検査OSS件数における記録等事務代行利用率は沖縄県(宮古分室、八重山分室含む)で利用率3.48%(令和7年5月実績)となっております。

※窓口への訪問が不要等のメリット有り

また、令和5年1月より新車OSSも開始しており、沖縄県(宮古分室、八重山分室含む)で利用率18.7%(令和7年5月実績)となっております(新規検査総件数の割合)。

※新規検査のオンライン利用率目標: 40%(達成期限令和8年度末)

**軽自動車OSSの利用普及にむけてご協力願います。**

12

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



軽自動車OSS継続検査(指定整備)について、申請の際は電子保安基準適合証、申請書は車検証記載のとおり入力するようにしてください。  
具体的には以下のような事例が見受けられます。

- ・住所の一部抜け。
- ・車検証に記載のない「字(あざ)」が入力されている。
- ・旧漢字で入力されている。 等

上記はあくまで一例ですが、一文字でも相違すると補正(修正や確認依頼)が発生し交付待ち状態になるまでに時間を要する可能性があります。

ご協力をお願い致します。

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



### 過去に車検証が再交付されている申請の取扱の改善

#### 対処方法

車検証が再交付されている車両か否かにかかわらず下記の番号を継続検査申請書(電子)に設定してください

**目視審査待ちにならず、処理がスムーズになります(補正件数の減少)**

『電子車検証』の場合:電子車検証管理番号13ヶタ(例:1234567890123)

『紙車検証』の場合:受理番号および発行年月日11ヶタ  
(例:12345051002:受理番号12345・発行年月日令和5年10月2日のケース)

※チェック機能が働き、値が一致しない場合は、ここで申請手続きが無効となる。  
→最新の有効な自動車検査証かの判別機能も有していることとなります。

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

**軽自動車OSS継続検査(指定整備)について**



↓ 受理番号 (5ヶタ)



↑ 発行年月日 (6ヶタ)



↓ 電子車検証管理番号 (13ヶタ)

15

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

**最新の有効な自動車検査証の確認について(電子車検証)**

令和6年1月より自動車検査証がICタグを備えた電子車検証に変わりました。

車検証閲覧アプリのオンラインモードでの情報取得が可能であれば最新の有効な自動車検査証ということになります。

※オフラインモードでは不可

車検証が再交付されており、紛失等したはずの有効ではない自動車検査証での有効期間の更新は不可となります。

指定工場、認証工場に限らず、車検証閲覧アプリを活用し車両情報の確認と合わせて最新の有効な車検証であるかも確認願います。

リコール情報や車検に関するお知らせ等も確認することができます。



↓



↑

16

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について

**軽自動車保有关係手続の  
ワンストップサービス**

**[紙車検証]と[電子車検証]が混合する場合は分けて申請願います**

『電子車検証』と『紙車検証』が混在した状態で持ち込まれると…

まず当協会事務所にて仕分け作業が発生することに…

紙車検証  
電子車検証  
電子車検証  
電子車検証

電子車検証  
電子車検証  
電子車検証

**記載例 (赤字記載)**

継続申請件数チェックリスト	選択欄 1 2 3 4 5
[紙車検証]と[電子車検証]が混在する場合は、それぞれクリアファイルを分けて申請願います。	
誤交付防止のため、 <b>2件以上の申請</b> をする場合は、番号札横写件数を記載 及び下欄 該当項目に○を付け 申請書と一緒にクリアファイルに入れて提出して下さい。	
該当申請区分で記入 <b>指定 OSS</b> 持込	該当区分の種類を○で記入 <b>紙車検証</b> <b>電子車検証</b>
件 数 <b>3</b>	不備(内数) ( )
確認欄	

17

軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## すべての申請へのお願い

1/2

・提出書類に領収書、請求書、リサイクル券、点検ステッカー等の申請に**不必要的書類を混同させない**でください。

理由:返却漏れや紛失等によりトラブルの原因となります。

・中古新規の際、**返納証明書にリサイクル券をホッチキス止めしない**でください。

理由:ホッチキスを外すのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

・**点検整備記録簿(お客様控、整備工場控)は検査票と切り分けて提出して下さい。**

理由:検査票と切り分けるのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

・**OCRシートへは、楷書で丁寧な記載をお願いいたします。**

理由:機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

18

## すべての申請へのお願い

2/2

・当協会ホームページよりOCRシートをダウンロードして印刷する場合は、A4サイズの**白色の印刷用紙に、印刷時の設定で「実際のサイズ」を選択していることを確認**し印刷してください。

**理由:**「実際のサイズ」を選択しなかった場合、微妙に縮小されて印刷される場合があります。縮小されて印刷された場合機械で読みませんので、再度記入していただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、OCR申請書をコピーされたものは受理できません。

・OCRシートを手書きではなく、PCにて入力し印刷される場合は**枠からずれないよう**にお願いします。

**理由:**機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

・OCRシートを手書きではなく、PCにて入力し**印刷される場合**は機械で読み取れるよう**文字の濃さを調整**願います。

**理由:**文字が薄いと機械が読み取らないばかりか手作業による入力に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

19

## 申請書類提出順序のお願いについて

## 継続検査(持込)

1. 検査票
  2. 車検証
  3. OCRシート
  4. 重量税納付書
  5. 納税証明書※
  6. 自賠責保険※
- ※提出の場合

## 継続検査(指定)

1. OCRシート
  2. 納税証明書※
  3. 保安基準適合証※
  4. 重量税納付書
  5. 車検証
- ※提出の場合

## 中古新規(持込)

1. 検査票
  2. 返納証明書  
(返納確認書)
  3. OCRシート
  4. 申請審査書  
(申請依頼書)
  5. 住民票
  6. 重量税納付書
  7. 自賠責保険※
- ※提出の場合

車検証の記載内容は複雑化してきており、審査項目も増えております。  
申請者の方の、お待ちいただく時間を少しでも減らしたいと考えておりますので、  
申請書類の提出順序について御協力をお願いいたします。

20

**受検者の皆様へ**

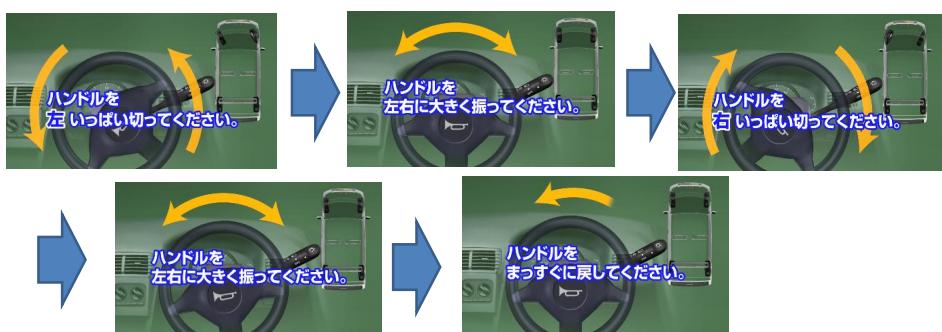
検査場内事故防止のため、検査時は以下の事項を遵守するよう  
ご協力お願いします。

- ・検査は焦らず、慌てずに行動すること。
- ・検査中は車両の前後に立たないこと。
- ・検査場内での追突事故等を防止するため、車両を停止するときは、**ギヤをパーキング又はニュートラルにし、サイドブレーキを必ず引くこと。**



- ・同一性の確認又は検査員の指示によりボンネットを開ける時は、必ずエンジンを停止し、支持棒等により保持した状態にしてください。
- ・夏季はボンネットが熱くなっていますので、火傷防止のため手袋等を使用してください。
- ・サンダル、スリッパ等運転装置に誤操作の恐れのある履物での受検はご遠慮ください。
- ・検査コース内は、携帯電話使用禁止です。スマートフォン等の操作もご遠慮下さい。
- ・検査コース内は、禁煙です。

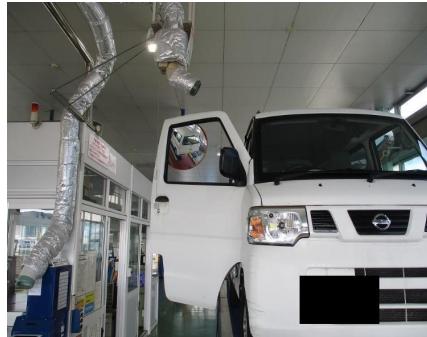
**ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について**



誘導のとおりハンドル操作を行なわないと、車両の損傷や受傷の恐れがありますので検査員の誘導に従って、ハンドル操作をお願いします。

### ドライブオンリフトによる下回り検査での注意事項

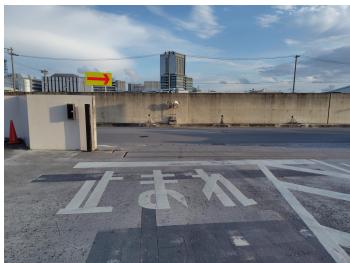
#### 注意事項



- リフト上では…
- エンジンを停止してください
- シフトレバー位置を、パーキング又はニュートラルにしてください
- 駐車ブレーキをかけてください
- ドアを開けないでください
- 検査員の誘導に従ってください

23

### 構内事故防止にご協力をお願いします。



事務所出入口付近は見通しが悪いにもかかわらずスピードを出して走行している車両があり、退出時、一時停止しないと衝突する恐れがあります。  
交通量が増えてるので、必ず一時停止し左右確認を行ってください。

検査場出口、退出時に一時停止しない車両があります。付近に横断歩道もあり、横断者と接触する恐れがあるため、必ず一時停止し左右確認を行ってください。

24

車両操作ミスによる事故多発中！！



アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違い、シフトレバーの位置確認不足など、車両操作のミスによる事故が多発しています。車両の移動の際は十分に注意をされますようお願いします。



25

構内事故防止強化月間について(令和7年5月)



受検者の皆様へ

スピードメーター検査時に検査ローラーが降下する前に車両を前進させ、ヘッドライトテスターに接触する事故が発生しました。



スピードメーター検査前には、次の2点を確認！！  
・前輪停止位置に前輪タイヤが止まっていること  
・検査ローラー（黄色）が降下していること



検査中にアクセルを踏んで前進する場合は、直ちに検査を中断し、検査職員へ申し出ください。

26

## 構内事故防止強化月間について(令和7年5月)

# 事故動画の再生

## 構内駐車場レイアウト変更について



### 〈外周一方通行化〉

令和3年12月より、駐車スペースの確保と、構内事故防止の観点から、外周一方通行化に変更となっております。

## 沖縄事務所 検査機器更新工事について (1コース～3コース)

ご清聴ありがとうございました。

# MEMO